厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番:22

(8月8日第43回専門部会、10月13日第47回専門部会にて審議)

管理番号

300

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、 地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照 会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果)

当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第31条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第37条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院 患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日 厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、静岡県、豊田市、京都府、京都市、兵庫県、島根県、高知県

- 〇措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、 認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。
- 〇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報を入手できない。
- 〇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

各府省からの第1次回答

(内閣府作成部分)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 (厚労省作成部分)

・厚労省としては当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについて、関係省庁との協議を行った 上、必要な通知等の改正の検討を行う。

また、社会保障分野の事務において地方税関係情報について情報連携するには、本人にとってその行政機関に情報が伝わることが秘密として保護される位置づけにないと解されるものである必要があり、具体的には下記のいずれかに該当する必要があるとされているところ。

- 本人の申請に基づく事務であること
- ・利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていること

が必要とされているが、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務はいずれにも該当せず、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難とされている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。

なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務は、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難とあるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成 25 年 8 月)第 2 章第 2 節 1(3)②において、

「番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる組み合わせについては、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、

- a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
- b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

に限って列挙されている。」

とある。

即ち、番号法別表第二の二十三の項に規定している費用徴収事務と地方税関係情報の組み合わせについても、上記のように整理されていると考えることから、情報連携できるようしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 〇 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行っていくとの趣旨の発言があったところであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。
- 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省令を早急に整備すべきではないか。

なお、第1次ヒアリングにおいて、関係府省から、地方税関係情報について情報連携を利用するためには、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なのか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

<感染症入院患者自己負担認定関係>

- 〇地方税関係情報(市町村民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁において通知改正等を含め必要な対応を行うこととする。
- 〇なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。
- <精神保健福祉法による措置入院患者費用徴収事務関係>
- 〇地方税法第 22 条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳格に解されており、
- 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務やその担保措置が規定されている場合、又は
 - 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。
- 〇現行では、当該事務は1)又は2)に該当しないとされているが、実務上のニーズや事務の特殊性も踏まえ、引き続き関係省庁で対応方策の検討を行う必要がある。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(iii) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平 10 法 114)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の 97)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成 28 年度中に周知する。

(関係府省:内閣府及び総務省)

(iv)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び総務省)

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番:21 (8月8日第43回専門部会にて審議)

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和 (独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

【支障事例】

法別表第二の 113 の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。

本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護 関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約 を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 14 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 14 号に基づき同条第 7 号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県

〇法別表第二の 113 の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。

〇就学支援金事務及び独自利用事務(学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、 生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明 書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にして もらいたい。

〇各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。

〇高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給 証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の 削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。

〇「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。

マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:課税 証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免:課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報(生活保護関係情報)が必要。

各府省からの第1次回答

まずは、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」を所管する文部科学省にて、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えている。

また、庁外連携を可能とするために、独自利用事務を特定個人情報保護規則にどのように規定するか等については、制度を所管する個人情報保護委員会にてご検討いただくことになると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須になっているため、受給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えています。

また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入手することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。

なお、法定事務である高等学校等就学支援金事務においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができるとされておりますが、生活保護関係情報を入手することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきで

あると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体が挙げる特定個人情報(生活保護関係情報)を情報連携に用いる法定事務(独立行政法人日本学生 支援機構法による学資の貸与に関する事務)を、準じる法定事務として独自利用事務の情報連携対象事務とす る。

なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

- (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。
- ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する 法律(平5法 52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の 85 の2)に準ずる事務としても認めることとする とともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立 行政法人日本学生支援機構法(平 15 法 94)による学資の貸与に関する事務(別表2の 106)に準ずる事務とし ても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平 27 特定個人情報保護委員会)を平成 28 年度中に改正する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)

・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番:21

(8月8日第43回専門部会にて審議)

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して 照会できる特定個人情報は、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。

そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。

具体的な支障事例1

[準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務:市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。

[独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要

具体的な支障事例2

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条 第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成 27 年特定個人情報保護委員会規

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

豊田市、京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大村市、大分県

〇独自利用事務の情報連携は、番号法第 19 条第 14 号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により 定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子 どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象 者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 [独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。

[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額 [独自利用事務]こどもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。

〔準ずる法定事務〕児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況

[独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。

○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額しか照会できない。

[独自利用事務]就学援助事務:所得金額,配偶者控除の有無,扶養人数が必要。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目

[独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要

〇不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現 状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。

各府省からの第1次回答

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第 19 条第8号において、独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報は準ずる法定事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務に おいて提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。」と定められており、番号法別表第二 では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。

特定個人情報毎の「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準レイアウトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。

番号法別表第二で定める特定個人情報を単位とすれば、「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目の違いは、「地方税関係情報」という同じ特定個人情報内での違いであると考えており、法定事務と異な

る項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考えている。

独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の 事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地 方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における 情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現 在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において 地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。

○ 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱で必要とされている地方税 関係情報や、医療費助成事務である障害者、こども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体 において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基 になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用を改める方向で、関係 府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体の独自利用事務の情報連携で必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(難病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。

照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届け出ることを可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。

なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

- (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。
- ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省及び文部科学省)

・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番:9

(8月3日第40回専門部会、10月21日第49回専門部会にて審議)

管理番号

177

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例

【再提案理由】

平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H26.10→H27.10 2,131 人増)。このようななか、一億総活躍社会の実現向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年 4 月 7 日には「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。

【支障事例】

認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積が求められている。

本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特例基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確実な担保が困難であった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。 園庭の設置場所に関する要件が緩和されることで、利用者の利便性の高い駅前等の地区での整備が可能になる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

_

_

各府省からの第1次回答

〇幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。

○園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和するということは、上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。

〇また、同じ幼児教育を行うことを目的としている幼稚園よりも基準を低くすることは、幼保連携型認定こども園の基本的な考え方を覆すものであるとともに、要件緩和により幼児教育施設としての質の確保を担保できなくなるおそれがあり、保育の量の拡充のみならず質の確保も掲げている「ニッポンー億総活躍プラン」と齟齬を来す可能性もある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の基準は学級数及び児童数に応じて園庭の面積を算出しており、いわば全ての園児が園庭を利用すると想定した場合に必要な面積を想定しているとも考えられる。

しかし、実態として全ての園児が園庭を一斉に利用するケースはほとんど無く、あったとしても臨時的に公園等を利用すればよい。園庭については事業主体が、確保できた面積に応じて使用人数を限定すれば、教育・保育の質を落とさず学びを確保できるのではないかと考えている。

また、保育所から幼保連携型認定こども園に移行する際には移行特例があるが、園舎の建て替えを行う場合、園庭の面積が減少しなくても移行特例が適用除外となることは、教育・保育の質を変えるものではないことから、円滑な移行を促進する観点から均衡を失っている。

一億総活躍社会の実現を図るためにも、幼保連携型認定こども園の設置や移行を進めるように見直すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

<総論>

〇教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。

〇幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないか。

<園庭基準について>

○国が教育的な観点から必要な面積を維持しようとするあまり周辺環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を整備せざるを得なくなったり、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生ん

でいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に問題ではないか。

〇幼稚園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。

併せて、ヒアリングの場において、「現行の幼稚園設置基準における運動場の面積基準は直線で25mを確保できる最低限度の基準である」旨の説明があったが、例えば、幼保連携型認定こども園の園庭を地上と屋上に分けて設けた場合、1つの園庭では直線で25mを確保できない場合もある。この場合にも教育的な観点が維持できる理由を、具体的に明示していただきたい。

〇提案団体の事例では、新たな認定こども園で3学級を編制するため、基準上は400 ㎡とされているが、実際には350 ㎡しか確保できていない。この場合、運用により一度に園庭で活動する人数を1学級までとし、園庭の利用頻度を十分に配慮すれば、児童一人当たり面積が最大であるケース(学級編制が1学級のみの場合、面積基準は330 ㎡であり、1人当たり10 ㎡弱となる)さえも上回ることとなり、教育上の支障は生じないのではないか。仮に、教育上の支障が生じるとすれば、その理由を具体的に明示していただきたい。

〇小学校設置基準では、校庭の面積基準について「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上 支障がない場合は、この限りでない」とされており、幼保連携型認定こども園においても、教育上支障がない場合は、面積基準の要件緩和は十分考えられるのではないか。

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動線に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園児の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということを一つの重要な教育目標としているところ。

そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置することを求めているところである。

このように幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることをご理解いただき、確保できる面積に応じた定員設定をしていただきたい。

一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を 行ってまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(22)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平 26 内閣府・文部科学省・厚生 労働省令1)については、以下のとおりとする。

・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番:9

(8月3日第40回専門部会、10月21日第49回専門部会にて審議)

管理番号

178

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和

提案団体

兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされている 規制を、3歳児以上の園児についても可能となるよう緩和すること。

具体的な支障事例

【現状】

都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならないとされている。

【支障事例】

- ①利便性の高い駅前のビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。
- ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

3階建ての建物はあまり好ましくないと考えるが、都市部で整備用地が少ない都市部においては、3歳児以上の 園児の保育室を3階に設置できることによって、施設整備が促進する。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成 26 年4月 30 日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

| `` | k及び当該団体等 <i>t</i> | – + 4 + 1 | D立またし / → +、. | 1 ~ \ |
|----------------|--|-----------|-------------------------------------|----------------|
| ᇽᆔᄴᆑᆉᆇᆇᇄᄱ | \ \\\ \\ =\& \\\ \\ \\ | いんボスかけっか | NG 35.1 011 (4 / r · | t) (() |
| 223171911年末日19 | ᆩᄊᄓᄀᅅᄓᆘᆩᅲᇧ | ハウか にっしこと | キャッ・・ | U U |

| _ | | |
|---|--|--|
| | | |

各府省からの第1次回答

〇幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。

〇3歳以上の園児の保育室の設置階についても、そういった観点(3階以上だと園庭が身近な環境とならない) により、幼稚園と同様に2階以下としている。

- 〇保育室と園庭の位置関係は幼児教育の根本に関わる重要なものであり、無条件で3階以上の設置を認めることについては 上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。
- 〇幼保連携型認定こども園の場合については、都市部の保育所からの移行等を鑑み、屋上等に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているので、上記の教育的観点を踏まえその基準を満たしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

園庭のあり方について、重要な点は「子どもたちの身近な場所にあること」ではなく、「園庭に期待されている機能が果たせているか」という点にあるものと考える。

保育室等から園庭への移動について大きな支障がなく、また、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができる環境 が園庭に整っていれば、保育室等の上下1階の範囲内に必ずしも設置する必要はないと考えている。

また、現行の基準では、遊戯室についても保育室と同様に、原則として3階以上に設置することが認められていないが、遊戯室は、異年齢の交流や発表会等に利用されていることを考えれば、3階以上に設置することに大きな問題はないものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

<総論>

- 〇教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。
- 〇幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないか。

<保育室の設置階について>

- ○教育的な観点を重視するという理由で現行基準の規定を維持することで、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に見ると問題ではないか。
- 〇職員配置基準は、O歳児3人に対して職員1人、満1・2歳児の幼児6人に対して職員1人となっており、3階以上に満3歳児未満に供する保育室を設置した場合、自立した避難が不可能な乳幼児を職員が抱きかかえて避難することは大変困難であり、3歳児以上の避難と比較して安全とは言い切れないと考えられるが、この場合の乳幼児の避難誘導についてどのように想定しているか、御説明いただきたい。
- 〇満3歳児以上に供する保育室等を3階に設置する場合と2階に設置する場合とで、教育上どのように異なるのか、提案に即して具体的に明示していただきたい。

〇児童の避難や屋外移動の支障とならないような施設要件の具体化や、ソフト対策等の措置を取れば、満3歳 児以上に供する保育室等を3階以上に設置することは可能ではないか。

〇例えば、ある自治体の公立幼稚園は、昭和30年代から昭和50年代までの乳幼児の増加に対応して順次設置されており、現在の9園の築年数の平均は、42年が経過している。このような老朽施設において2階に保育室等を設置している場合と比較すると、新規施設で3階に保育室等を設置する場合では、平成18年度のバリアフリー新法への対応や技術的改善により、児童の階段の昇降のしやすさや、避難導線の確保等について、相当な改善がみられるとも考えられ、満3歳児以上に供する保育室等の設置階を制限する必要性は乏しくなっているのではないか。

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動線に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園児の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということを一つの重要な教育目標としているところ。

そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置するとともに、教育の対象である満3歳以上児の保育室は2階以下、もしくは上下一階に一定の要件を満たした園庭が設けられている階に設置することを求めているところである。

このように、幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることをご理解いただきたい。

一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を 行ってまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(22)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。

・保育室等の設置階(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法(平 24 法 65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番:13

(8月5日第42回専門部会、10月20日第48回専門部会にて審議)

管理番号

181

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

病児保育事業の補助要件の設定

提案団体

兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること

具体的な支障事例

【再提案理由】

現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね 10 人までは看護師 1 名以上及び利用児童おおむね 3 人までは保育士 1 名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。

【支障事例】

本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行いたいが、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れないという声があがっている。

本県では、こうした状況から平成 27 年度から県単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員 2 名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士 1 名以上を配置)。県内の町にあるクリニックでは、同事業を活用し本年 4 月から病児保育を実施しており、、(利用児童2名、看護師等1名を配置) 部屋を保育用にリフォームして、ベッド2台を配置し、診察室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特段の支障も生じていないことから 今後も活用が見込まれている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進され地 方における子育で環境の充実、女性の活躍促進に資する。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、長野県、豊田市、姫路市、福岡市

- 〇病児保育事業の保育士配置はされているが今後、新たな保育士確保にあたっては困難な状況が想定される。
- 〇当町の病後児保育では定員の設定を2名までとしており、2名に対しては看護師1名までの対応でも可能ならば、保育士確保の面で費用の面でも負担が減る。
- ○市域が広く、実施施設が偏在しているため、サービスが利用しにくい空白地域がどうしてもできてしまう。
- 医療機関併設型の施設が市内に無く、既存の施設(児童養護施設・保育園が実施)の利用には、かかりつけ医の連絡票が必要なため、利用者や医療機関にとって手間がかかる。
- 〇病児・病後児保育事業の事業に踏み切れない理由のひとつとして、保育士確保が困難であるとの声があるため、有意義であると考える。
- 〇当市においても、利用児童に応じた保育士の確保に苦慮しており、施設から基準を緩和してほしいという意見が出されている。

各府省からの第1次回答

- 〇保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う 保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。
- 〇一方で、看護師は傷病者等に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者であり、保育の専門家とはいえない。
- 〇本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

病児保育は、一時的に病児を診る事業であり、健康な児童と同じような日常的な活動(屋外での活動や集団行動)が求められておらず、必要な保育の内容・質が保育所等と異なると考えている。ついては、貴省が想定している病児保育の内容や質を具体的に示していただきたい。

また、病児保育事業の「非施設型(訪問型)」では、「病児の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名以上配置すること」となっており、看護師が病児保育を実施することも想定されている。

病児保育未実施地域の解消に向け、診療所で実施する少人数の病児保育については、

- ①病児の看護を担当する一定の研修を修了または小児科経験のある看護師等の配置
- ②近隣の保育士経験者または公立保育園に勤務する保育士から必要に応じて援助・指導が受けられるよう連携が得られること
- ③病児を常に観察できる体制の確保

等を条件に、保育士がいなくとも病児保育が可能となるよう要件を緩和していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

子育てへの不安の解消などに向けて、病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件の緩和を図るべきである。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては 実施されているが、兵庫県における但馬・淡路・西播磨地域、徳島県における県南・県西地域といった地方部に おいて、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提としつつ、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないか。

- 〇一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員がその役割を果たすために不足している資質について、説明すべきではないか。
- 〇その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。
- ○ファミリー・サポート・センター事業については、平成 21 年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供会員の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業におけるファミリー・サポート・センター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないか。

各府省からの第2次回答

〇病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行う事業」であり、「病児」といっても、ベッド上で安静に過ごす子どももいれば、活動的な遊びができる子どもまで様々であることも踏まえれば、その保育の内容(室内での遊びや食事の提供、午睡等)は、通常の保育所と基本的に同様である。ただし、保育所と異なり、毎日同じ児童に対して保育を提供するわけではなく、病気になるという緊急的な状況に陥った児童に臨時的に保育を提供する事業であることから、保育を提供する側は当日までどのような保育を提供することになるか予測がつかず、児童の側は普段と異なる環境で保育を受けることになる。ゆえに、よりきめ細やかに、職員が1人1人の児童を十分に受容できる体制を整えた上で、病状の悪化等に備え、複数人体制で保育を行う必要がある。

- 〇ゆえに、病児保育における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技術を有する者による保育が行われることが必要である。
- 〇保育士になるためには、指定保育士養成施設の卒業又は保育士試験の合格が必要であり、指定保育士養成施設について言えば、修業年限は2年以上となっており、講義により、保育や教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習等を行うこととなっている。
- 〇一方で、看護師になるためには専門の養成教育を受けたうえで、国家試験に合格する必要があるところ、当該教育内容には保育や教育の内容についての科目は設けられていないなど、看護師に求められる知識や技術の内容は保育士に求められるものと全く異なっている。
- ○ゆえに、病児保育が「保育を行う事業」である以上、保育士の配置は不可欠である。
- 〇ただし、離島その他、利用児童の見込みが少なく定員2名以下の場合において、保育士の確保が困難な地域であると市町村が認める地域において、うち1人以上の看護師が保育士資格を有していることを要件として、看護師2名の配置を認めることとする。今後、具体的な内容を検討した上で、事例を含めて各自治体宛てに周知するための事務連絡を発出することとする。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

- (23)子ども・子育て支援法(平 24 法 65)
- (iv)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。
- ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。
- ・利用児童が2名以下で実施する。
- ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する
- ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。
- (関係府省:内閣府)

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化

提案団体

徳島県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

病児・病後児ファミリー・サポート・センターの円滑な設立・運営のため、「子ども・子育て支援交付金」の対象経費を明確化し、「感染症対策に要する経費」についても対象になる旨明記すること。

具体的な支障事例

病児・病後児ファミリー・サポート・センターの設立・運営については様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について市町村及びファミサポ運営者より強い要望が出されている。また、「提供会員自身を通じて家族にうつることが心配」という提供会員の不安感から、提供会員と依頼会員のマッチングを行いづらく、県内の病児・病後児ファミリー・サポート・センターの事業展開が円滑に進まない状況にある。

病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を進めていくに当たっては、感染症対策は特に重要である。一方、子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象の記載は「実施に必要な経費」と曖昧であり、感染症対策に関する経費について対象経費となるか読み取れないことから、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れず、「仕事と子育ての両立」を病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を通じて推進していきたい県としても、理解を得ることに苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

病児・病後児ファミリー・サポート・センターに対する市町村の取組みが促進され、女性が働き続ける上での「最大の阻害要因」といわれている病児対応への課題が大きく解消される。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金要綱第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

倉敷市、鳴門市、北島町、藍住町

〇病児・病後児ファミリー・サポート・センターについては、様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について運営及び利用者からの要望がある。子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象に記載されることによって事業の運営の円滑化が図れると考えている。

○ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かりを行うため、運営者から感染症対策の強化についての強い要望が出ている。また、感染症に対して不安を抱えている提供会員も多いことから、事業展開が容易に

進まない状況であるが、感染症対策は特に重要であると考える。一方、子ども・子育て支援交付金の交付対象は「実施に必要な経費」と曖昧な記載であるため、感染症対策に関する経費について交付対象であるかが読み取れず、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れていない。

各府省からの第1次回答

別途、通知を発出する予定である。

「ファミリー・サポート・センター事業における感染症対策について」として、以下 2 点の内容を記載したものを発出する。

- ・感染症対策にご留意いただきたいこと
- ・ファミリー・サポート・センター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒薬などの消耗品も、 従前どおり運営費(交付対象)に含まれること

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

感染症対策の必要経費の例示については、予防接種費用も含め、可能な限り現場で有効活用できる内容としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、対象経費の明確化に限らず、病児・病後児ファミリー・サポート・センター運営上の感染症対策について、 指針を示されたい。

各府省からの第2次回答

別途、通知を発出する予定である。

「ファミリー・サポート・センター事業における感染症対策について」として、以下 2 点の内容を記載したものを発出する。

- ・感染症対策にご留意いただきたいこと
- ・ファミリー・サポート・センター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒薬などの消耗品も、 従前どおり運営費(交付対象)に含まれること

なお、あくまでも例示であり、対象経費については各自治体でご判断いただきたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

- (23)子ども・子育て支援法(平 24 法 65)
- (iii)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59 条 12 号及び児童福祉法(昭 22 法 164)6条の3第 14 項)については、感染症対策に要する消耗品等の経費が交付対象経費に含まれること等を、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。

(関係府省:内閣府)

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番:13

(8月5日第42回専門部会、10月20日第48回専門部会にて審議)

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

病後・病後児ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和

提案団体

徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね 10 人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね 10 人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とすること。

具体的な支障事例

地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部より少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少数であることや、預からない時間帯が多く発生することが想定される。また「潜在保育士」の言葉が示すように保育士の確保が困難である状況が存在することから、保育士の配置を義務付けてしまうことにより、病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が大きな課題となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げてしまっている。

このような中、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリー・サポート・センターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリー・サポート・センター会員が国の基準を満たす50人以上の会員数となるなど、ファミリー・サポート・センターを活用した子育て援助の体制整備が年々普及していることから、これら会員の力を活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

病児・病後児ファミリー・サポート・センター提供会員による病児保育の対応を可能とすることで、現行の配置基準では対応できないような柔軟な人材手当による病児保育事業の安定的な運営につなげることができ、地方における安心できる子育て環境の確保に資する。

根拠法令等

病児保育事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、鳴門市

〇ファミリーサポートセンター事業においては、体調の変化が起こりやすい乳幼児の預かりをする場合、提供会員は、特に慎重な対応を求められている。

ファミリーサポートセンター病児・病後児預かり事業において、提供会員の不安感を払拭する規制緩和について

は、必要と考える。

病児保育事業と病児・病後児預かり事業を同じ施設において実施するとなると、利用料金や雇用形態などの運用面について、明確な基準を策定することが課題と考える。

○保育士不足から、今後、本案件の支障が懸念されている。

そのため、提案内容に同意するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の改正内容である、「保育の担い手確保」の要件も取り入れるべきと考える。

各府省からの第1次回答

- 〇保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う 保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。
- 〇一方で、ファミリー・サポート・センター会員は子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得する講習のみを 受講した者であり、保育の専門家とはいえない。
- 〇本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- ・現行の制度のもとでは、都市部と地方、また地方でも人口の多いところと少ないところで子育て環境に大きな差があるなど、病児への対応の地域間格差が大きいのが現状である。本県の提案は、柔軟な要件設定を行うことで地域の格差を解消できる、極めて有効な手段であると考えている。
- ・保育の質の低下を懸念されているところであるが、本県の提案はファミサポ会員をマンツーマンで配置することで、より「見守りの密度」を高めることとなり、かつ病児保育施設で保育が行われるため、保育の質を確保することは十分可能と考えている。

さらに、本県においては病児・病後児預かりについて、子育てについて経験豊富なベテランの会員に、独自の上乗せ講習(7.5 時間)を行うこととしており、実質的な質の向上に自ら努力していることをご考慮願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 〇 提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては 実施されているが、兵庫県における但馬・淡路・西播磨地域、徳島県における県南・県西地域といった地方部に おいて、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地 域において、質の担保を前提としつつ、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法につい て検討すべきではないか。
- 一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、 その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員がその役割を果たすために不足している資質について、 説明すべきではないか。
- その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修 要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。
- ファミリー・サポート・センター事業については、平成 21 年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供会員の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業にお

けるファミリー・サポート・センター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないか。

各府省からの第2次回答

〇病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行う事業」であり、「病児」といっても、ベッド上で安静に過ごす子どももいれば、活動的な遊びができる子どもまで様々であることも踏まえれば、その保育の内容(室内での遊びや食事の提供、午睡等)は、通常の保育所と基本的に同様である。ただし、保育所と異なり、毎日同じ児童に対して保育を提供するわけではなく、病気になるという緊急的な状況に陥った児童に臨時的に保育を提供する事業であることから、保育を提供する側は当日までどのような保育を提供することになるか予測がつかず、児童の側は普段と異なる環境で保育を受けることになる。ゆえに、よりきめ細やかに、職員が1人1人の児童を十分に受容できる体制を整えた上で、病状の悪化等に備え、複数人体制で保育を行う必要がある。〇ゆえに、病児保育における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技術を有する者による保育が行われることが必要である。

〇保育士になるためには、指定保育士養成施設の卒業又は保育士試験の合格が必要であり、指定保育士養成施設について言えば、修業年限は2年以上となっており、講義により、保育や教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習等を行うこととなっている。

〇これに対して、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の子どもがいる主婦などを会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における子育ての総合援助活動を推進するものである。よって、ファミリー・サポート・センターの会員が提供するのは、子どもの保護としての「預かり」であって、子どもに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図る「保育」ではない。

○また、ファミリー・サポート・センターの会員になるためには、約30時間程度の子育て支援に関する基礎的な知識等の研修を受講すればよいこととされており、保育士との知識・技能の差は、施設要件や研修要件等の設定で補えるものではない。

〇なお、保育人材の確保にあたっては、「ニッポンー億総活躍プラン」でも掲げられている処遇改善の拡充に加え、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な対策を講じる必要があり、今後の予算編成過程で、引き続き、保育の受け皿確保に伴い必要となる保育人材の確保に総合的に取り組んでまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(23)子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

(iv)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。

- ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。
- ・利用児童が2名以下で実施する。
- ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。
- ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。

(関係府省:内閣府)

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

措置変更後の受入施設における被虐待児の受入加算費の適用期間の緩和

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

入所当初に施設職員と被虐待児との関わりが重要なため、1年間加算されるにも関わらず、措置変更により新たな施設に入所する場合、措置変更前の施設で1年間加算されていると、措置変更後の施設では加算されないことから、変更後の施設においても1年間加算されるよう規制を緩和。

具体的な支障事例

【現状】

虐待を受けた児童等を施設に受入れる場合、職員との信頼関係の構築や愛着の形成のため、入所当初の関わりが特に重要と考えられることから、手厚い処遇体制を確保するため、1年間を適用期間とし、被虐待児受入加算費を支弁している。しかし措置変更により施設を変更した場合、変更前の施設で受入加算費が支給されていれば、新たな施設では残余期間しか加算されず、変更前の施設で1年間加算されていると変更後の施設では加算されない。

【支障事例】

前施設でのトラブルにより児童養護施設を変更したが、前施設で5ヶ月にわたり被虐待児受入加算をされていたため、新たな施設では7ヶ月の加算しか受けることができなかった。措置変更後の施設において当該児童を支援するため、専門性の高い主任児童指導員や家庭支援専門相談医が対応に当たる必要があるが、加算が途絶えることにより担当職員が交代せざるをえず、対応力が減退し、問題行動が再現することが多い。※(一社) 兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望が寄せられている。

職員との信頼関係の構築及び愛着の形成のためには、入所当初の児童と職員との関わりが重要であることから当該加算が措置されていることを踏まえると、1人の児童に対し1年間加算する仕組みではなく、1つの施設に対し1年間加算することが適当である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

必要な職員の配置等や支援体制の充実を図ることにより、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要な児童に対し、よりきめ細やかな支援の実施が可能となる。

根拠法令等

平成 21 年 6 月 29 日付 雇児発第 0629001 号の7 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、埼玉県、京都市、広島市

〇本県においても、同様の問題は発生している。特に乳児院から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設から児童養護施設、児童養護施設から児童自立支援施設に措置変更する場合に、新たに受け入れる施設においては、前施設でケアが必要だったと同様に手厚い対応が求められる場合が多い。虐待による心的不安定や家庭との対応は、最初に措置された施設で、完治したり、対応が完了しているとは限らず、多くの場合、新しい環境においても同様に必要になるためと考えられる。このため、措置変更時において、児童相談所長による判断に基づき、措置変更先の施設においても被虐待児受入加算が適用されることが適当である。

〇被虐待児への支援は通常1年で終わることはなく、本市においても、1 施設に対し 1 年間加算することが適当であると考える。施設内でのトラブルにより、障害児施設を変更したが、前施設ですでに1年、被虐待児加算が計上されていたため、新たな施設では加算することができない状況になっている。虐待の影響で様々な問題行動が表出する状況でやむなく施設を変更せざるを得ない状況で、より被虐待児との関わりが重要であるにも係らず被虐待児加算を計上することができず、十分な対応ができない状況にあるため、1つの施設に対し1年間加算することができるようにする必要がある。

〇被虐待による対応の困難さのために措置変更をせざるを得ない状況にある児童であり、依然として対応に配慮を要する状態にあることが変わらない、あるいは問題が複雑化した状態で、新たな施設は児童を引き受けることになるが、既に加算期間は終了しており、児童に配慮した体制を敷くのに苦慮しているという声が寄せられている。

〇本市所管施設入所児童に占める被虐待児の割合は6~7割程度であるが、その多くが処遇困難ケースである。施設の職員はその対応に追われており、入所児童全体へのきめ細かな支援を実施するためには、より手厚い処遇体制の確保が必要である(本市の児童養護施設長会から同様の要望が寄せられている)。また、措置元である児童相談所においても、措置替え等を検討する際、すでに加算適用期間を超過している児童(残期間が短期の児童も含む。)の場合、受入先施設から難色を示されることがあるため、当該加算費の充実は、児童相談所業務を円滑に進めていく上でも実施していく必要がある。

各府省からの第1次回答

予算に波及していくこと、障害児入所施設も同様の加算があり影響が及ぶこと、合計した加算の期間が他の措置変更をしない児童と異なってくることから公平性に問題があること、から対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

虐待を受けた児童が 1 年を経ずに他の施設へ措置変更になることのないように児童相談所等は配慮しており、本県でも年間数件程度のため、予算への波及は最小限に留まると想定される。

また、被虐待児受入加算は、措置変更した児童を手厚く支援するため、心理療法担当職員等、個別対応する職員の確保に充当されるものであり、児童間のトラブルによる不適合等やむを得ず短期間で措置変更された場合には変更後の施設で1年間加算されても問題がないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

〇ご指摘のように、措置変更後の施設においても1年間加算されることとした場合、安易な措置決定や措置変更を誘発し、児童が安定的な人間関係の下で養育されることをかえって阻害するおそれがあり、ご提案は認められない。

- 〇しかしながら、国としては、加算が途絶えた後も、被虐待児等に対して充実した支援が行えるよう、
- ・児童養護施設等に被虐待児等、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接等を行う個別対応職員の 配置
- ・平成27年度予算において児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)

| 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容 | |
|---|--|
| 一次20年60地分6500世来中区民,687地分型(一次20年12月20日南俄次定)比较的古 | |
| | |
| <u> </u> | |

を行っているところであり、これらの取組を通じて、被虐待児の支援の充実に努めていく。

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号 206 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

生活困窮者自立支援制度における事務の簡素化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活困窮者自立支援制度に関する①毎月の実施報告を四半期に1度に、また、②フォローアップ報告を全自治体から抽出自治体に変更し、実施機関の負担軽減を図るよう、運用改善を求める。

具体的な支障事例

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が施行し、広島市でも月に約 150 件の相談を受け、その結果を毎月、厚生労働省に報告している。

この実施報告を提出するため、月初に、前月の相談件数や利用状況の内訳を確認しているが、平成 28 年度からは更に当該月における全ての相談者(新規)について、支援経過を約1年間報告することが求められており、 実施機関の負担が増加している。

月別の相談件数報告については、集計作業等の負担を軽減するために四半期分をまとめて提出することとしていただきたい。

また、フォローアップ報告についても、事務負担が大きいため、地域の実情を勘案して対象の地方公共団体を選出する抽出調査としていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

実施機関の事務負担が軽減し、事業の効率化に資する。

根拠法令等

平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡「PDCAサイクルの実施 に際して 国が設定する 平成 28 年度の目安値および 支援 状況調査における項目の追加 について(依頼)」

平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標の運用について」 平成 28 年 4 月 8 日付け事務連絡「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標による調査 の報告要領について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、川越市、千葉県、新宿区、浜松市、豊田市、東温市、大牟田市

〇現在、自治体から厚生労働省へは、毎月の支援実績、住居確保給付金の支給実績及び4半期ごとの支援経 過の報告を定期的に行っています。その他、各種調査が随時実施されており、現場の支援員における負担は大 きいと考えます。上記の現状を踏まえ、各種調査等に係る事務の軽減を求めます。 〇本市でも生活困窮者自立支援制度の実施状況を毎月、厚生労働省に報告しているが、そのために月初めに委託先からの月間報告書を受け、その内容を確認するとともに、各区からの報告をとりまとめて、委託先・各区、両者の報告内容を精査して、厚生労働省への報告を作成している。その作業が煩雑であり、また、委託先及び各区との調整がスムーズにはいかない場合が多く、毎月 10 日の厚生労働省への報告期限を遵守することが非常に難しい状況となっている。そのような状況に加えて、今年度からは個別ケースのフォローアップ報告まで求められることとなり、実施機関及びとりまとめ担当課の負担がさらに増加してしまっている。

〇平成 28 年度、国が示す目安値は、新規相談受付件数は対象地区人口 10 万人あたり 22 人/月、プラン作成件数は対象地区人口 10 万人あたり 11 件/月と定められている。当然、検証の必要性は認めるが、今後件数が増えていくことが想定される中、事務が煩雑となることは、本来の相談業務の実施に支障をきたす恐れがあるので、その点を考慮して、報告等は最低限としていただきたい。

〇本市においても、広島市と同様に毎月の支援状況調査に加え、今年度から生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標の運用により、該当月における全ての新規相談者について、約1年間、支援経過報告を求められている。月別の支援状況調査報告については、報告のタイミングを変えても事務負担はさほど変わらないが、フォローアップ報告については、地域の実情を勘案して対象の地方公共団体を選出する抽出調査が適当だと考えられる。

〇自立相談支援事業所からは、調査ものやデータ入力、本人同意確認などが多くて、実際の支援にかける時間 は抑制困難な為、時間外での業務が増えているとの意見がでている。事業所から委託元の自治体への実施報 告の提出が遅れることが多々ある。

〇毎月の報告書の提出は委提出期限が翌月の5日までとなっているため、月初めの事務処理が立て込み、結果的に本来の業務である相談支援に支障をきたしている。事務の簡素化・効率化が急務である。フォローアップ報告についても、委託先の自立相談支援機関の負担が多くなるため、モデル事業実施自治体などを中心に実施されたい。

〇報告事項が多く、支援しながら、集計も行うということであるため、事務量がたいへん多くなり、支援する時間を割いて対応しなければならず、本来のサービスが行き届かないこともあり得るため、負担軽減のため、ある程度の地域に分けて、実施していただけると事務量の軽減につながり、本来の支援に多くの時間を割くことができるようになると思われる。

各府省からの第1次回答

〇福祉事務所設置自治体を対象に、新規相談件数やプラン作成件数、就労・増収者数等について、毎月1回、支援状況調査を実施しているところである。これは、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 25 日閣議報告)で設定した国全体のKPI(2018年度までに年間新規相談件数が40万件等)をもとに、各自治体における毎月ごとの新規相談件数等の目安値(平成28年度の目安値は人口10万人あたり月22件等)を設定しており、その達成状況を把握するための調査である。生活困窮者自立支援制度は、新しい制度であることに鑑み、PDCAサイクルをしっかりと回し、支援効果を示していくことが国・自治体双方にとって不可欠である。〇また、28 年度より、福祉事務所設置自治体を対象に、生活困窮者自立支援制度を通じた生活困窮者の自立支援の効果を把握するため、(1)自立相談支援機関において継続的に支援している支援対象者の状態像の変化、(2)プランを策定せずに他機関・制度につないで対応を一旦終了するケースの実態について、5月及び11月に新規相談として受け付けた者を対象とした調査を内容とした「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標」を実施している。これは、この調査結果を踏まえて、平成29年度のKPIの内容を検討することとしているため、支援状況調査と同様、全自治体にお願いすることが不可欠であるところ、支援現場にとっての業務負担を考慮し、通年の調査ではなく5月と11月の新規相談者の2グループを対象として設定している。新規相談件数等の指標だけでなく、支援対象者の変化等についても継続的に把握する新たな評価指標については、自治体から制度効果を適切に示すものとして前向きな評価も多々いただいており、しっかりと運用してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

月ごとの新規相談件数等の調査については、生活困窮者自立支援制度が施行して2年となり、四半期ごとの提出でも、「1年間の新規相談件数」等の KPI の進捗度を測るには十分であると考える。 PDCAサイクルは重要であるが、現行の毎月の国への提出は、Check の作業に過大な負担がかかり、本来行うべき Do(相談支援)を減少させることとなっている。

また、支援対象者のフォローアップ調査については、支援事業の業務負担を踏まえ調査対象を 5 月と 11 月に限定していただいているところであるが、対象自治体についても、業務量負担を勘案の上、福祉事務所設置自治体の中から規模・地域等を考慮して抽出することを検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大牟田市】

新たな評価指標の調査については、支援対象者等を継続的に把握することの重要性は高いと思われ、業務負担も考慮し、5月と11月の新規相談者に対象を絞ったことは、一定理解できる。

しかしながら、毎月の新規相談受付件数等の報告については、業務負担も大きい。相談支援に支障をきたすと本末転倒であるため、毎月ではなく、3ヶ月や6ヶ月に1回の報告にする、あるいは、提出期限を月初めではなく、中旬ごろに設定するなど、負担軽減策を検討されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

〇毎月1回実施している「支援状況調査」については、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 25 日閣議報告)における国全体のKPIをもとに設定した、各自治体における毎月ごとの新規相談件数等の目安値の達成状況を把握するために実施しているものであり、国としても毎月の目安値の達成状況について把握し、適宜、自治体に対し必要な支援を行っていく必要がある。生活困窮者自立支援制度は、新しい制度であることに鑑み、PDCA サイクルをしっかりと回し、支援効果を示していくことが国・自治体双方にとって不可欠である。〇また、今年度より実施している「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標」については、調査結果を踏まえて、平成 29 年度のKPIの内容を検討することとしているため、支援状況調査と同様、全自治体にお願いすることが不可欠であるところ、支援現場にとっての業務負担を考慮し、通年の調査ではなく5月と11月の新規相談者の2グループを対象として設定している。

〇生活困窮者自立支援制度においては、制度の特性に応じた支援の効果をいかに示していくかを考慮した結果として、支援状況調査における新規相談件数等の指標だけでなく、支援対象者の変化等についても継続的に把握する新たな評価指標を実施している。各自治体や支援の現場におかれては、調査に係る業務負担が生じていることも承知しているが、それと同時に、支援の振り返りに活用でき、制度効果を適切に示すものであるとして前向きな評価も多々いただいているところである。

〇国としても、提出期限の見直し等の必要な負担軽減策について検討しつつ、今後とも各自治体にご協力をい ただきながら、しっかりと運用してまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(25)生活困窮者自立支援法(平 25 法 105)

生活困窮者自立支援制度に関する「支援状況調査」については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番:31

(8月2日第39回専門部会にて審議)

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村に、法定受託事務及び協力・連携事務の処理に必要な年金情報を見ながら市民対応が可能なシステム (年金事務所と同様のもの)を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。

具体的な支障事例

国民年金法では、その事業の事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとしており、市町村は法定受託事務及び協力・連携事務として、住民からの届出受付等の窓口業務を一部担っている。

窓口において、住民から申請や問い合わせ等があった場合、その対応のために年金記録の確認が必要になる。この際、市町村が年金記録を確認する手段としては、①年金機構が設置した市町村向けのコールセンターへの確認、②ねんきんネットでの確認、③年金事務所への電話照会の3つがある。

①、③は電話問い合わせになるため、窓口に来られている住民と話をしながら状況を確認することができず、確認している間お待ちいただかざるを得ない。また、聞き間違い等による誤りが起きる可能性がある。②では確認できる範囲が限定(納付記録は過去5年分のみ等)されており、情報が不足することがある。

このため、現在は原則として年金事務所にのみ設置されている年金情報照会用のシステム(ウインドマシン)を市町村の窓口に設置するなど、市町村の窓口において確認可能な年金記録の範囲の拡大を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

より詳細な情報を迅速に確認できるようになることで、住民サービスの向上に資する。

根拠法令等

国民年金法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

湯沢市、川崎市、厚木市、新潟市、八幡浜市

〇広島市と同様の事例があり改善を必要としている。

市町村は法定受託事務として、住民からの届出受付等の窓口業務を一部担っており、窓口において、住民から申請や問い合わせ等があった場合、その対応のために年金記録の確認が必要となる。市町村が年金記録を確認する手段としては、広島市と同様、①年金機構が設置した市町村向けのコールセンターへの確認、②ねんきんネットでの確認、③年金事務所への電話照会の3つとなるが、迅速に確認することができず、お待たせしてしまうことがある。

〇法定受託事務及びこれに付随する事務や一般的な年金の相談等については、すべての年金加入記録が必要となるが、電話による問い合わせで時間を要する場合や相談内容によっては1回の電話では情報が不足する場合も多く、各種年金手続のため多くの住民が来庁していることから窓口での順番待ちや相談時間が長時間になっているのが現状である。

このため、事務処理の効率化や住民サービス向上に向けて、平成 27 年度に全国 1,724 市中 318 市区町村へ貸与されている社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(ウインドマシン)について、新規貸与を管轄の年金事務所へ要請しましたが、予算的な事情等により新たな自治体への貸与は困難との理由で貸与がされていない。

事務の適正化や効率化、市民サービス向上に向けて、要望がある市町村に対するウインドマシンの貸与についての運用の改善が必要である。

〇市民の方から年金の申請や相談があった場合、年金記録の確認のため、コールセンターや年金事務所へ電話照会しているが、電話が繋がりにくいことが多い。また記録を見ながら窓口に来られている市民と話をしながら状況を確認することができず、確認に時間がかかり長時間お待たせし市民にご迷惑をかけることがある。

当市では年金ネットを導入しているが確認できる範囲が限定されており、電話照会で確認することが多いのが現状である。

年金情報照会用のシステム(ウインドマシン)を市町村の窓口に設置することにより、確認可能な年金記録の範囲が拡大し、より詳細な情報を迅速に確認でき、市民サービスの向上につながるため運用の改善を求める。

〇当町においても、年金記録を確認するため、年金機構が設置した市町村向けコールセンターへの確認と、詳細な記録は年金事務所への電話照会を行っている。

電話による確認のため、窓口や電話で住民と対話しながら状況確認が行えず、聞き間違い等による誤りが起こる可能性がある。

また、年金事務所への電話は繋がりにくいことが多く、そのつど住民にお待ちいただいている。住民個人から年金事務所への問い合わせも繋がりにくいため、市町村への相談が増加傾向にあると思われる。

市町村による年金記録の照会方法の拡大の必要性があると考える。

○本市においても、広島と同様に事務処理を行っているところである。

事務処理において、「ねんきんネット」による情報照会では情報が不足しており、日本年金機構へ電話によることが多く、また、電話がかかりづらいなどの問題もあり、加入記録等を照会する際には苦慮しているところである。また、全国都市国民年金協議会、政令指定都市からもこの問題について、毎年改善の要望を行っているところである。

〇広島市の提案内容、提示されている支障事例等、当市においても同様である。現在、市町村が単独で有する情報はなく、法定受託事務に係る業務でさえ、すべてをコールセンターや年金事務所へ電話確認しなければ行えない。(ねんきんネットでは情報が不足するため、ごく補足的に使用するだけ。)

毎年度、全国都市年金協議会で国民年金業務の日本年金機構への一元化を要望しているのもこの点によるが、厚生労働省の「住民台帳や市町村民税課税台帳などの公簿を備えている市区町村が住民にとって身近な窓口であり、住民サービスの観点からも大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。」という回答は理解できる点もあり、そうであればなおのこと、年金情報照会用のシステム(ウインドマシン)を全市町村窓口へ配置可能とするか、ねんきんネットの閲覧可能情報を充実していただくことを求める。

〇窓口での住民対応における年金記録等の確認手段は、 ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所への電話照会である。

提案市同様、電話確認中は来庁者を待たせることにはなっている。

年金事務所と同じシステムを用いてリアルタイムで内容の確認ができることで、お待たせ時間の削減になり市民 サービス向上につながる。

〇過去にウインドマシンの貸与を受けたが、その使用目的が「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「厚生年金加入記録のお知らせ」に係る相談対応に限定されていたため、通常業務に使用することができず契約廃止した経過がある。また、市町村への貸与台数も限られていた。現在も日本年金機構から貸与を受けるよう勧められているが、使途は以前と変わっていない。

しかし、より詳細な情報を速やかに確認できることで住民サービスの向上に資する観点から、市町村窓口で使用できる環境を整備したうえでのウインドマシンの貸与を検討する必要がある。

各府省からの第1次回答

社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(以下「WM」)という。)の市町村への設置については、平成20年度より、「市区町村における「ねんきん特別便」に関する相談の協力について」(平成20年3月25日付け社会保険庁運営部企画課長・年金保険課長連名通知)により、年金記録問題への対応として、利用を希望する市町

村は、日本年金機構(平成21年12月末までは社会保険庁)から借り受けすることが可能となっている。(平成27年度末時点で324市町村が利用。リース料、通信費等は日本年金機構が負担。)

また、平成22年度からは、「平成22年度における市町村への可搬型窓口装置の貸与(指示・依頼)」(平成22年4月1日付け日本年金機構事務連絡)により、年金記録問題にかかわらず、年金記録全般の相談についてWMを使用できるように利用範囲を拡大したところであり、御提案の趣旨については既に実施済であると考える。なお、今般こうした御提案があったことを踏まえ、市町村に対するより一層の周知が求められていると思われることから、日本年金機構において、市町村に対して、WMの貸与についての周知を毎年度実施する等、より一層の周知を図ることとしたい。(WMの設置が、市町村事務の負担増に繋がるとして、WMの設置に消極的な市町村も存在するため、希望する市町村にのみ設置しているところであり、一律に全市町村にWMを設置することは考えていない。)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

日本年金機構と市町村で締結する契約書の細目である「市町村における窓口装置を用いた『ねんきん特別便』 等の年金記録に関する相談業務実施要領」において、「貸与された窓口装置による個人の年金記録の照会は、 『ねんきん特別便』等(「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」又は「厚生年金加入記録のお知らせ」のことと定 義されている。)の年金記録に関する相談に必要な記録照会」と規定されているため、貸与された窓口装置が年 金記録全般にも利用可能であることが明らかになるよう要領を見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【厚木市】

社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(ウインドマシン)は、希望する市町村が日本年金機構から借り受けることができ、年金記録問題にかかわらず年金記録全般の相談についても使用可能なように既に利用範囲が拡大されているため、法定受託事務を行う市町村においては大変有用な機器である。

市町村においては、常に業務の効率化に努めていることから、日本年金機構においても、毎年度、市町村に対してウインドマシン貸与制度の周知を確実に行うと同時に、貸与希望の有無について照会することが必要である。

さらに、ウインドマシンの貸与に必要となる予算措置を行い、貸与を希望している市町村へは、迅速に貸出しできるよう態勢を整えることが必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省からの回答が「提案の趣旨については既に実施済である」となっているが、事実関係について提案 団体との間で十分確認を行なうべきである。

また、「WMの貸与についての周知を毎年度実施する等、より一層の周知を図る」とあるが、貸与を希望しても台数が足りずに貸与されない状況にあるとの意見もあるため、ハード面の整備も検討されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇ウインドマシンは、「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談に限らず、年金記録全般の相談に利用可能であることを実施要領に明記し、平成 29 年度からスムーズに適用して運用できるよう、市町村に周知していただきたい。

〇実施要領に定める様式である「年金相談受付票」については、「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談の際にのみ記入が必要で、その他の年金相談の際には記入が必要ないことを明確にしていただきたい。また、「年金相談受付票」で記入を求められている内容が記録されるのであれば、当該様式を使用しなくてもよいこととしていただきたい。

各府省からの第2次回答

社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(可搬型ウインドウマシン。以下「MWM」という。)は、これまでも年金記録全般の相談に利用可能としていたが、実施要領上分かりにくいとのご指摘を踏まえ、年金記録全般の相談に利用可能であることを明記した上で、平成29年度からスムーズに適用して運用できるよう、貸与希望の照会も含め、市町村に確実に周知する。

その際、MWMの台数が足りずに貸与できないといった状況にならないよう、貸与可能なMWMの在庫については、年金機構全体で管理し、適切に提供できるように努める。

また、実施要領に定める「年金相談受付票」については、次の(1)、(2)のとおりとする。

- (1) MWMを活用した年金相談においては、個人情報保護の観点から、年金記録を照会することについての本人又は代理人の同意を得る必要があること、また、個人情報の不正閲覧を防止する観点からも年金記録の照会を必要とする相談の受付があったという事跡を記録として残す必要があることから、「ねんきん特別便」等の年金相談かどうかを問わず、「年金相談受付票」を記載していただくこととしている。なお、当該受付票で記入を求めている内容が記載されるのであれば、市町村が作成する独自様式でも構わないこととする。
- (2) MWMを活用しない年金相談においては、市町村にて普段用いている一般的な相談票の記載があれば、「年金相談受付票」の記載までは求めていない。したがって、MWMを活用しない一般的な相談の場合には、「年金相談受付票」の記載が必要であるとの誤解を招かないよう、「年金相談受付票」がMWMを活用した年金相談の場合の受付票であることが分かる名称にするなど、使途を限定かつ明確にする。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(32)市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領市町村における「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」又は「厚生年金加入記録のお知らせ」の年金記録に関する相談業務に使用されている社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(以下「窓口装置」という。)については、年金記録全般の相談にも利用可能であることを、「市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領」(平 28 日本年金機構国民年金部。以下「実施要領」という。)を改正して明記し、平成 29 年度から円滑に適用して運用できるよう、貸与希望の照会も含め、市町村に周知する。

その際、実施要領に定めている「年金相談受付票」については、窓口装置を活用した年金相談の場合に記入が必要なものであることが明確となるよう、名称の変更を含め、適切な措置を講ずるとともに、記入を求めている情報が記録されるのであれば、市町村が独自に様式を定めることを可能とする。

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番:18

(8月5日第42回専門部会、10月7日第46回専門部会にて審議)

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

児童委員の役割を強化するために民生委員との兼任をできる規定化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員でなくても児童委員になれるよう、法の改正を求める。

具体的な支障事例

児童福祉法第 16 条により市町村の区域には児童委員を置くことされているが、同条第2項で「民生委員は、 児童委員に充てられたものとする」とされているため、民生委員が児童委員を兼任することになっている。 しかし、子どもに関する相談・支援件数は、民生委員・児童委員の活動において、約4分の1(平成27年度: 17,078件/総数65,300件)を占めているのに加え、児童虐待や不登校など、児童に関わる問題は複雑化し、児 童相談所における相談・通告件数も増加(平成21年:475件⇒平成25年:1,031件)しているため、児童委員 を兼任している民生委員の負担が増加してきている。

また、児童委員はその職務内容から比較的若い年代の者が望ましいと考えられる(国が示す主任児童委員の年齢基準:原則として 55 歳未満)が、民生委員が兼任するため、民生委員・児童委員の平均年齢は 63.2 歳であり、年代別では 30 代・40 代が極端に少なく、60 代が半数を占めている。

ついては、地域の実情に応じて民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう、児童福祉法において、 民生委員を兼務しない児童委員の委嘱規定を設けるとともに、同法 16 条2項を「民生委員を児童委員に充てる ことができる」との規定に改めることを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童委員と民生委員をそれぞれ別の方が担うことにより、民生委員の負担軽減が図られるだけでなく、児童委員もその業務に注力することができるため、児童委員の機能強化に繋がる。

根拠法令等

児童福祉法第 16 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

〇自治体によって、地域の実情や規模も異なっていることから、児童委員の規定に関する本提案について、各 自治体の実情に応じ、柔軟に対応できるように制度改正を行うことは、望ましいと思われる。

本市においても、相談件数に占める「子どもに関すること」の割合は、

平成 17 年度 19.2%(12,283 件/63,818 件)

平成 22 年度 21.5%(15,931 件/73,989 件)

平成 27 年度 22.6%(15,134 件/67,235 件)

と増加傾向にある。しかしながら、児童福祉法には、児童委員のうちから、主任児童委員を指名することとなっており、第十七条第三項においても、主任児童委員は、児童委員の職務を行うことができるとされている。このため、本提案事項の規定化を行う際は、主任児童委員の役割についても、再考する必要があると思われる。また、民生委員と児童委員が別の者であるとなった際、民生委員、児童委員、主任児童委員について、地域住民に対して、それぞれの制度、役割を住民にいかに周知、啓発するかという点についても、課題となると思われる。制度改正の効果に挙げられる「民生委員の負担軽減」については、子どもに関することに対する対策のみではなく、民生委員・児童委員の負担軽減を総括的に考える必要がある。

〇本市における子どもに関する相談・支援件数は決して少なくなく(平成 27 年度:990 件/総数 6,969 件)、児童虐待や不登校等の問題も複雑化している。また、児童に関する相談・支援のみならず高齢化等の社会状況に伴い民生委員・児童委員の負担は大きくなっている一方で、新たな民生委員・児童委員のなり手が不足している状態である。

各府省からの第1次回答

児童に関する問題は、その保護者が抱える問題と一体となることが多く、保護者が抱える問題については民生委員としての立場で対処することになる。児童に関する問題に機動的に対応するためには、児童委員と民生委員が兼ねている体制が最も望ましいものと考えている。また、多様な世帯が存在するため、民生委員と児童委員が別々に訪問することは家庭の負担になることも懸念される。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童の問題と保護者の問題が混在する世帯への関わりについては、民生委員と児童委員で協議し、民生委員 と児童委員の連携を密にしながら、窓口を一本化することなどにより、機動的に対応することや、対象家庭の負 担にならないようにすることが可能であると考える。

また、児童委員と民生委員を分化することにより、児童委員が児童委員の活動に専念することができるため、児童福祉に関する専門知識を深め、より幅広い活動やきめの細かい取組等が期待できる。

児童を取り巻く問題が複雑・多様化する一方で、高齢者数の増加やコミュニティの希薄化なども進んでいることから、児童委員と民生委員を分化することにより、民生委員・児童委員の負担の軽減を図ることができ、民生委員・児童委員の担い手の確保にも繋がるものと考える。

本提案は、民生委員・児童委員の兼務制度を前提にしつつも、地域の実情に応じ、児童委員の業務に専念する運用を正面から認めることができるようにするために、法改正を求めるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

児童に関する問題は、保護者が抱える問題と一体となることが多く、包括的な対応を求められる場合が多いことから配慮が必要。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇児童に関する問題は、その保護者が抱える問題と一体となることが多く、民生委員と児童委員が別々に訪問することは家庭の負担になることも懸念されることから、児童委員と民生委員が兼ねている体制が最も望ましいとのことだが、現行制度上も、運用により児童委員を重点的に担うことができ、地区担当の民生委員との連携が図られているので、懸念は当たらないのではないか。

〇地方自治体が専門の担い手を配置しようとする場合でも、必ず兼務させなければならない仕組みは合理性がない。制定時からの時代の変化もあるので、全国的な実態調査を踏まえ、希望する地方自治体は専任の児童 委員を委嘱できるよう制度を見直すべきではないか。

〇児童虐待に関する問題など専門性が要求される案件に対応するニーズもあることから、民生委員を兼任しない児童委員制度を創設する必要があるのではないか。

各府省からの第2次回答

児童に関する問題が、保護者が抱える問題と一体となることが多いことは、提案団体以外の自治体への聴取からも明らかになっており、民生委員と児童委員が兼務をする現状の体制が望ましいと考える。

その中で、提案団体が述べているように児童の問題に機動的に対応するためには、主任児童委員制度の十分な活用が考えられる。今後、主任児童委員制度をはじめ、現行制度を上手く活用いただき、児童の問題等に対応いただけるよう、自治体への聴取結果を踏まえた制度活用に係る留意点等を示した通知を発出したい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

- (4)児童福祉法(昭 22 法 164)
- (i) 民生委員・児童委員の職務(民生委員法(昭 23 法 198) 14 条及び児童福祉法 17 条1項)については、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことも可能であること、主任児童委員(児童福祉法 17 条2項)等の制度の活用方法等を、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。また、児童委員・主任児童委員制度の活用に当たって、参考とすべき特徴的な取組を行う地方公共団体の事例について、適時適切に地方公共団体に周知する。

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

231

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

離・退職病理医等の活用に向けた病理遠隔診断保険適用対象の規制緩和

提案団体

滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

離・退職病理医等が、遠隔病理診断ネットワーク上で病理診断を行う場合に診断料の保険請求が可能となる規制緩和

具体的な支障事例

【支障事例】

病理医が不足している一方で、その不足分を補うことが可能な定年退職や結婚・育児等の理由で離職している 病理医の方々については、一定の勤務時間を確保することが困難など病院との雇用契約関係を結ぶことが困 難なため、病院と病理医が雇用契約関係を結ぶのではなく、病院があらかじめそのような病理医を登録し、病理 診断の必要が生じた際に、自宅等でテレパソロジーを活用して診断を行う都度謝金等の形で報酬を支払う制度 を設けることを検討している。

その場合、病理医に対する謝金の財源として、病理診断に係る診療報酬の項目である組織診断料又は細胞診断料を活用することを想定しているが、組織診断料又は細胞診断料を算定するには、病院の場合、当該保険医療機関に「病理診断を専ら担当する医師が勤務する」ことが求められており、常勤・非常勤を問わないものの、当該保険医療機関と何らかの雇用契約関係を有することが要件とされていることから算定できず、謝金に必要な財源が確保できない状況となっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関と雇用契約を有しない場合でも、「勤務する」と準じる扱いとして、組織診断料又は細胞診断料の算定を可能にすることで、テレパソロジーの活用が拡大し、診断の迅速化、診断精度の向上を図ることが可能となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保険医療機関と雇用契約を有しない場合でも、「勤務する」と準じる扱いとして、組織診断料又は細胞診断料の 算定を可能にすることで、テレパソロジーを活用した病理診断が拡大し、離職した病理医の活用が推進されれ ば、病理医不足の緩和に資するものと考える。

根拠法令等

健康保険法第76条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

各府省からの第1次回答

ON006 病理診断料については、診断に係る責任を明確化する観点から、当該保険医療機関以外に勤務する 病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に出向いて病理診断を行った場合等、当該保険医療機関における 勤務実態がない場合においては、病理診断料は算定できないこととしており、雇用契約を結んでいることが要件 である。

〇平成 18 年度の診療報酬改定により、病院については、非常勤の病理医が診断を行った場合でも病理診断料を算定できるようにしたところであり、各病院においては、当該項目の算定については、診断に係る責任の明確 化や患者の安全性の確保等の観点から、病理医との間で雇用契約を締結されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

テレパソロジーでの診断を前提とした提案であり、遠隔診断の場合、通信環境と情報端末が整っていれば診断可能であることから、医療機関の施設内での医療行為に限定する必要性が感じられない。端末上の病理画像に医療施設内と施設外とで診断に違いが出るとは考えられず、病理医が著しく不足している現状および今後のがん医療の体制維持に着眼してご検討いただきたい。

ご指摘の「診断に係る責任の明確化や患者の安全の確保」は重要であるが、「雇用契約」という手法で責任と安全性を担保するのではなく、「保険診療の対象とすること」で診断行為を顕在化させる、言い換えれば他の者の目に触れさせる状況に置くことで、医師の責任や安全性の向上は確保できると考える。

高齢化の進展化に伴い、高齢者の病気であるがん患者数は増加の一途を辿ることが見込まれていることから、 常勤・非常勤の枠から漏れる医師の力も借りていかなければ、がん診療体制の維持は難しいという視点で再考 願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

〇テレパソロジーについて、現行の評価は保険医療機関間の連携の推進を趣旨としているものである。ご要望に関しては、診断に係る責任を明確化し患者の安全性を担保しつつ病理医の不足に対応する観点から、見直しの必要性も含め、平成30年度診療報酬改定に向け、平成28年度秋以降検討し、中医協において議論して参りたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

- (1)健康保険法(大 11 法 70)
- (ii)遠隔で行われた場合の病理診断(テレパソロジー)については、保険医療機関間の連携を推進する観点から診療報酬の算定の対象としているが、診断に係る責任を明確化しつつ医師(病理医)の不足に対応する観点から、その保険医療機関と雇用関係にない医師(病理医)が保険医療機関と締結した請負、委任等の契約に基づいて行った場合にも診療報酬の算定の対象とすることが適当かを含め、診療報酬上の評価について、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番:12

(8月5日第42回専門部会、10月20日第48回専門部会にて審議)

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。

具体的な支障事例

搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限られていることから、次のような支障が生じている。

- ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。
- ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1 日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。
- ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、神奈川県、高知県

〇調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほ

か、遠方の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入先の制限の緩和には賛成である。

各府省からの第1次回答

〇子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育サービスの提供の際は、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められている。

〇家庭的保育事業等は、保育所(原則 20 人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。

〇加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特段の注意が必要である。

〇こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部搬入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、外部搬入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や援助が可能な施設に限定しているところである。

〇本要望は、そうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は 困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

〇8/5 実施のヒアリングでは、「食育」のために調理の姿を見る重要性も説明していたが、認可保育所においても食品衛生上、調理室と保育室を厳密に分けており、調理中の様子だけでなく、食材や食べ方など様々な点で「食育」を実践してきている。

離乳食など一人ひとりに合った食の提供については、業者との契約により、オーダーシート等による細かな指定も可能だと考えている。

アレルギー対応等のため、きめ細やかに提供できる自園調理が必要であると主張しているが、家庭的保育事業等の認可基準では、調理員に、栄養士や調理師免許などの要件はなく、かつ、調理について検査する体制は規定されていない。調理員を雇用した保育職員にとっては栄養等の専門的なチェックが難しい状況でもあることから、自園調理が安全上、特段の注意が保たれるとは言い難い。その点、日常的に特定施設(園など)に給食を提供する事業者は、組織的にチェック体制があり、かつ、事業者のある住所地の保健所に給食施設としての届け出を行って、保健所の状況確認を受けている。(都では、保健所が、年2回栄養報告を提出させ、内容を確認後、状況に応じて現地指導を行っている。)

厚生労働省が特例として認める外部搬入先についても、一部の小規模保育事業者を除き、給食提供事業者と同様の届出が行われており、提案した民間事業者についても「きめ細かな対応や援助が可能な施設」に十分に該当すると考える。

〇多くの家庭的保育者が自宅で開業している現状において、ちょうど散歩で家を空ける時間に、家族以外の調理員を一人家に残して昼食の準備をしなければならない点、家庭的保育事業実施場所での調理設備で、認可保育園と同等の衛生管理や栄養管理を行うとすると、家庭的保育者の負担が著しく増大する点などから、自園調理を全ての家庭的保育者が行えるわけではない。

そこで、連携施設からの搬入について考えると、特に多数の家庭的保育者がいる自治体においては、提供する対象児童が少人数(3名から5名)かつ多数か所(最大55か所)であるため、調理や運搬のコストが大きく、連携施設側の職員の体制作りが困難であり、かつ各家庭的保育者と連携施設の設定も困難な調整が伴う。このような現状において連携施設を設定することは、最大限の努力をしてもなお、きめ細やかな配慮をどこまで確保できるか疑問である。

安全性の確保・配慮とのことであるが、調理済み食品の搬送のノウハウのない連携施設と地域型保育事業者が、食事の搬出入を行うことを考えると、最大限の努力をしてもなお、安全性の確保ができるかは疑問である。この点において、一定の基準を満たした、実績のある専門の民間事業者と契約を締結したうえでの食事搬入を選択肢に入れることは、栄養面や衛生面から、主旨に反しないと考える。

搬入施設について緩和が認められないのであれば、具体的な支障事例に挙げた人材の確保に、必要かつ十分 な経費を公定価格に盛り込むことが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

〇本市における事例として、とある民間給食施設はH12 から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内 14 幼稚園等に年間約 19 万食を提供している。このような大量の食事の提供を行う中においても、1,800 人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもちろんであるほか、食材、水等にも徹底した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たせるものと評価できる。

〇本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部搬入先としては認められない現状では、 調理室のない幼稚園内で小規模保育事業を実施する場合などに、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に隣接し ていたとしても)自園調理を行うために新たに人を雇う、あるいは調理業務を委託して調理する、場合によっては 新たに施設整備を行い調理室等を整備するといった準備に係るコストや時間が嵩み、それがハードルとなって、 結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。

〇食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、即、外部搬入先に民間給食施設が加わることができないと一律的に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性を欠くものと思慮する。

〇このため、どういった場合であれば外部搬入先として民間給食施設が設定できるのか(逆に設定できない場合はどういった場合か)、基本的な全国統一の最低基準を国が示したうえ、地域の実情に応じ各自治体が一定の裁量の下で判断できうる制度の構築を希望するものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事 提供が可能であるとする理由は何か、具体的に明示していただきたい。

〇ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい」旨の説明があったが、 家庭的保育事業等は、保育所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生 面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないか。

〇連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めることは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

〇食事は、子どもの生命の維持及び発育に不可欠であり、心身の成長に大きくつながっていることから、保育所 等での食事提供においては

- ・一人ひとりの子どもの毎日の体調や発達の違い、生活状況を見て、体調不良のときはスープなどの食べやすいものを提供したり、食物アレルギーのある子どもについては調理器具を専用のものにしたり、障害のある子どもにはのみこみやすいよう細かく刻んだ食事を提供するなど、きめ細かな個別対応を行う
- ・子ども自身の感覚や体験を通して、食への関心や食材・調理する人への感謝の気持ちを育てることができるよう、調理プロセスや雰囲気がわかったり、調理中の音や料理のにおいを感じたり、適切な温度で料理が提供されたりなど、期待感と満足感を感じられるような環境を整える

ことが必要である。

〇このため、家庭的保育事業等については、家庭的保育に近い雰囲気できめ細かな保育を実施するものであることも鑑みて、職員が子どもに直接的に関わることができ、また、調理から食事まで一貫して責任を担うことができる自園調理を原則とし、調理員の配置や調理設備の設置に必要な費用を考慮して公定価格を設定している。外部搬入については、

- ・食事提供の責任を負うことなど、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、
- ・外部搬入の依頼対象についても、連携施設や同一法人・関連法人の事業所等、当該家庭的保育事業者等との意思疎通や安全衛生面等の確認、食事提供にあたっての相談や助言等を円滑かつ迅速に行える施設に限定しているところである。
- ○一方で、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、
- 調理設備を整えるための準備期間が必要であること

- ・調理員の確保に向けた調整が必要であること
- 衛生管理上必要な対応を検討し、実施することが求められること
- ・アレルギー児対応を含め、適切な給食提供の方法を習得する時間が必要であること

等の理由から、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間についての経過措置を設けているところであり、ご提案のような支障事例や構造改革特区での実施状況、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部の対応方針等も踏まえ、どのような対応が考えられるかについて、今後の新制度全体に係る見直しの中で検討を進めていく予定である。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

- (5)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)
- (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。
- ・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令 16 条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成 28 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番:12

(8月5日第42回専門部会、10月20日第48回専門部会にて審議)

管理番号

266

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間(平成32年3月31日まで)を「当分の間」とする。

具体的な支障事例

待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。

- ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。
- ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。 平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。
- ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。
- ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

待機児童が生じている都心部では、認可保育所(定員20名以上)に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

文京区、多摩市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八女市、大分市

- 〇本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年間以内に改善される目途は立っておらず、改正が望ましい。
- 〇待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園者に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまう状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。
- 〇待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。
- 〇3歳未満児の待機児童解消に向けて、小規模保育所3箇所の新設や家庭的保育事業者の定員拡大を進めている。この連携先として、幼稚園の認定こども園への移行により3歳以上の保育が必要な幼児(2号認定)の受入をお願いしているところだが、幼稚園の動きも鈍く、計画期間内に連携園を確保することが困難な状況になっている。
- 〇本県においても、家庭的保育事業等 68 施設(政令市・中核市を除く)あるうち、連携施設が設定されているのは 26 施設にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携設定がされるのは難しいと考えられる。
- 〇本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員の派遣をする余裕が保育所になく、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、待機児童が生じている又は保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、経過措置を「当分の間」とする必要性がある。
- 〇3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け皿を設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け皿の設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、経過措置期間を「当分の間」とし、延長することを要望するものである。

各府省からの第1次回答

- 〇家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育サービスを担う事業である。当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。
- 〇したがって、家庭的保育事業等については、上記の保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めているところであるが、制度を創設したばかりの第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間は、連携施設の確保・設定が困難な場合も見込まれるため、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合については、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとしている。
- 〇当該経過措置を延長することは、保育ニーズが一層高まりを見せている中、3歳以降の保育所等への移行が十分に進まなくなり、いわゆる「3歳の壁」の問題をより一層深刻化するものであるとともに、連携施設が保育内容の補完、代替保育の提供など、家庭的保育事業等の質の向上に当たって特に重要なものであることにも鑑みれば、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○待機児童数の増加により、さらなる整備が必要となっている。

新設の整備に要する期間(新築マンション内で開設の場合は確認申請から開設までは約3年)や住民反対による対応期間等も考慮すると、31年度末までに既存の保育園等を卒園児を受入れる施設として設定することが難しい状況である。そのため、自治体が行っている「利用調整」の機能を使い、指数を加算するなどにより、継続的

な保育を確保できると考えている。

3歳以降の保育所等への移行を進めるために、保育所や認定こども園だけでなく、幼稚園における長時間預かり保育等の拡大が必要となると考えている。しかしながら一部の私立幼稚園では経営理念や、実施にあたって必要な人員確保等の経営面で課題があり、3歳の保育確保が進まない状況である。28年春に文部科学省より私立幼稚園に対して、預かり保育の推進が通知されているが、定着までにはまだ一定の時間を要すると考える。更なる後押し(補助)も必要である。

家庭的保育事業等の卒園児受入れについて、利用者(保護者)にあらかじめ3歳児以降の施設の利用調整について十分な周知を図ることで、保育所等への移行は円滑に進むものと考えている。

〇待機児童解消に即応する小規模保育事業所の整備は、今後一層進む一方で、連携先となる認可保育所については、大幅な増設の計画はない。小規模保育事業所の2歳児の定員は、9人程度の施設が多いが、9人の受け皿を 1 か所のみとの連携で確保するのは難しく、複数の連携施設を設定することになる。その結果、他の小規模事業所や家庭的保育者等と重複しての設定となり、受け皿定員を上回る利用希望があった場合は、やはり利用調整が必要となる。質の向上を利用者が実感するのは、連携園が設定されているということだけではなく、円滑に卒園後の利用ができた場合である。そのためには、受け皿定員枠を含む入園に係る事務の再構築を行う必要があり、事業者との協議およびシステムの改修も含めて取り組まなくてはならない。また、事業者間でも、連携協定等の締結に向けた協議や調整が必要である。いずれも、円滑な事業所運営や待機児童解消に努めながら取り組むため、経過措置期間に全ての連携施設を設定するのは、時間的にもマンパワー的にも非常に困難である。経過措置期間内に連携施設の設定ができないことで認可の取り消しを行うのは、それまで事業所が向上させてきた質を失うとともに、待機児童解消の方向に逆行することになるため、経過措置期間を当分の間延長することを要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

横浜市でも、家庭的保育事業等の連携施設の設定については、区役所を中心に認可保育所や幼稚園等へ働きかけ、積極的に進めているところだが、現時点で連携を締結できた施設は4割程度に留まっている。既存認可保育所は、2歳と3歳の定員差が少なく、また定員外で受入を行っている実態があることから、今後、家庭的保育事業等の卒園後の進級先を確保していくことは非常に厳しい状況にあるため、各都市における連携先確保の実状を踏まえた判断を要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇連携施設の機能のうち、保育内容の補完(省令第6条第1号)と代替保育の提供(同条第2号)については、現行の連携施設でなくとも、自治体の支援(区立の保育所での集団保育や、区の保育士による代替保育)や家庭的保育事業者等との連携などで対応が可能であり、保育内容の補完(1号)・代替保育の提供(2号)の機能と、3歳児以上受入(同条第3号)の機能を切り離して考えることができるのではないか。

〇機能を切り離して考えることを前提に、満3歳以上受け入れ(3号)の機能については、たとえば、家庭的保育事業所等の卒園児は入所調整における加点を高く設定し、優先的に認可保育所等への入所が可能となるような工夫を行う等、市町村の利用調整機能によって補完すれば、「3歳の壁」の懸念は解消されると考えられるのではないか。

各府省からの第2次回答

家庭的保育事業等については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、家庭的保育事業等を利用する保護者の安心及び事業の安定性の確保のために、

- ①卒園後の3~5歳児の受け皿
- ②集団的保育を体験させる機会の提供や食事の提供に関する支援、合同での健康診断の実施や園庭の開放、家庭的保育等事業者への助言など、保育の内容に関する支援を行う場
- ③家庭的保育事業者等の職員が病気等により保育を提供することができない場合の代替保育の提供の場として、連携施設を設定することを求めているところであり、各自治体に対して、連携施設の確保に積極的に関

与いただくよう通知しているところである。

連携施設から受ける支援内容については、原則として①~③の全ての支援を受けることが想定されているが、 連携施設を複数設定し、ある連携施設から①の支援を、その他の連携施設から②・③の支援を受けるような場合も考えられることから、認可の際、②③の支援を受ける連携施設のみ確保の上で、認可主体である市町村自身が利用調整機能を働かせるなどして、入所児が卒園するまでの間に、①の支援を行う連携施設を確保するような場合も認可することは可能である。

上記の趣旨を周知するため、具体的な事例を含めた事務連絡を各自治体宛てに今後発出することとする。 なお、3歳児以降の継続的な保育サービスの確保に向けて、政府としても、分園を含む認可保育所や企業主導型保育等の整備の推進、一時預かり(幼稚園型)等の実施の推進、小規模保育の定員の弾力化等に取り組んでいるところであり、保育の受け皿確保に向けて、引き続き対応を進めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

- (5)児童福祉法(昭 22 法 164)及び子ども・子育て支援法(平 24 法 65)
- (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。
- ・家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設(同省令6条3号)については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、同号に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

(関係府省:内閣府)

厚生労働省 最終的な調整結果

| 管理番号 271 | 71 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | その他 |
|----------|---------|--------------|------|-----|
|----------|---------|--------------|------|-----|

提案事項(事項名)

窓口業務の民間事業者への委託に係る適切な実施方法の検討

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

窓口業務を民間事業者へ委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされる場合がある。そのため、具体の実務に即した整理を行い、必要な措置を講ずること

具体的な支障事例

当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者への委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進している。

現状では、公共サービス分野という民間企業の参入が未開拓の分野においては、業務に習熟している事業者が非常に少なく、一定程度技術や知識の移譲が必要となる。しかしながら、受託者が自治体職員に作業手順等を聞きながら作業することは、事実上の指揮命令と判断され、労働者派遣事業と見なされる(「偽装請負」と見なされる)こととなり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、受託者の従業員と自治体職員との、迅速な意図伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「偽装請負」に当たらない形で、自治体職員と受託者の迅速な意図伝達が行われることにより、効率的な業務運営が可能となる。

根拠法令等

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

小山市、柏市、安曇野市、豊田市、津市、五島市

| _ | | | |
|---|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

各府省からの第1次回答

(厚生労働省)

請負(委託)契約とは、請負者が請け負った業務を自己の業務として注文者から独立して処理するものであって、請負者の雇用する労働者が注文者の指揮命令を受ける場合は、請負(委託)契約には該当しない。

労働者への指揮命令をする場合には直接雇用の他、労働者派遣によることとなるので、こうした手法も含め検討していただきたい。

(総務省)

民間事業者に対する委託の整理について、所管省庁と協議のもと、適正な請負(委託)事業の実施方法や、効率的な請負(委託)事業の事例を整理した「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」(平成26年3月改定・内閣府公共サービス改革推進室)を発出しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

労働者を指揮命令等するには、現行の法令解釈上、直接雇用や労働者派遣による業務運営となることは区でも認識している。労働者派遣といった手法を活用しながら委託につなげたとしても、従事者の特定はできないなど課題は多い。

さらに労働者派遣は臨時的/短期的雇用であり、民間委託等を活用した継続的、持続的な業務運営や公共サービス改革の趣旨である民間委託の推進につながっていかない。

したがって、厚生労働省は、特に公共サービス分野といった民間企業の参入が未開拓の分野に対して、自治体職員と受託事業者の迅速な意思伝達が可能となる、「偽装請負」にあたらない委託の仕組み・措置等を講じるべきと考える。

窓口業務には正確性と迅速性が求められるとともに、適切な判断の下での大量反復処理が必要である。また、窓口業務の委託により、民間のノウハウを利用することでサービス向上につなげる必要もある。

一方、ノウハウの蓄積があるとしても、より高い専門性が求められる場合には、自治体側と受託者間での速や かな判断が求められる場合が生じる。

従って、サービス利用者(住民)の立場に立ちながら、自治体職員と受託者が迅速な意図伝達が行い得る、窓口業務委託の仕組みの構築が必要である。「経済財政運営と改革の基本方針2016」にも掲げられている「窓口業務の適正な民間委託」を効果的効率的に進めるため、改めて関係府省で調整した、自治体窓口業務の委託への考え方を示すべきである。

なお、戸籍・住民基本台帳等の窓口業務は専門性が高く、従事者が安定しない労働者派遣では、対応が困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【柏市】

平成27年6月に打ち出された骨太の方針2015では、「市町村等で今も取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に適正な外部委託を拡大する。」と言及し、今後の窓口サービスの委託化推進を明確に打ち出している。

更に、地方交付税の算定の改革として、トップランナー方式の導入により、民間委託等の業務改革の推進が一層加速する状況の中、日本公共サービス研究会の幹事市を務め、先進自治体として窓口業務の外部化を進めている足立区で発生した偽装請負の問題は、今も他の自治体が窓口の民間委託導入を進める上で、足かせとなっている。総務省による第1次回答で示す「手引き」には、窓口における具体事例に即した偽装請負の線引きについては言及が殆どなく、足立区の事例はその手引き発出後に起きていることから、その効果が十分とは言えない。

本市においても、窓口の外部化を進めるに当たり、偽装請負防止の観点から、受託者側の労働者との接触に関し、慎重にならざるを得ず、仕様の複雑化や事務の煩雑化を招いている。これにより、窓口における一連の業務の連続性が損なわれる可能性及びサービスの低下に繋がる可能性を抱えている。

様々なケースが混在する窓口業務において、作業手順の説明すら指揮命令と判断される状況では、発注者、 受託者にとっても非常に使い勝手の悪いものとなってしまい、結果、目の前で待つ市民にとっても不都合となる。 受託者から派遣される労働者の雇用の安定その他福祉の増進を確保しつつ、偽装請負の定義について再度 整理をし、想定される事例を以って線引きを行っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

(厚生労働省)

厚生労働省としては、地方自治体が現場の実態に応じて必要な契約形態を選択すべきと考える。 前回の回答のとおり、請負(委託)契約とは、請負者が請け負った業務を自己の業務として注文者から独立して 処理するものであって、請負者の雇用する労働者が注文者の指揮命令を受ける場合は、請負(委託)契約には 該当しないが、請負(委託)契約により業務を委託する際に、どのような場合に指揮命令を受けていると判断さ れるかについては、ご希望があれば考え方を整理して示すことは可能である。

| 平成 | 成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容 | |
|----|--|--|
| | - | |

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

275

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等(以下「学童保育所等」という。)を設置することができる」旨規定し、学校と学童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と学童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。

【支障事例】

学校の敷地内に学童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離した上で、学校とは別に接道していることが求められており、学童保育所等の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。

なお、建築基準法第 43 条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することについて所有者(八王子市長)の許可を受けなければならず、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手間がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的の施設であることから、敷地分割をして接道を付けるように対応しているのが現状である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

学校内の空き教室や空きスペースの活用だけでなく、敷地内に学童保育所の円滑な整備が図れることにより、 待機児童の解消とともに児童の放課後の健やかな育ちを支える活動場所の充実が図られる。

根拠法令等

学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、相模原市、厚木市、長野市、東海市

〇学童保育の利用者は、同じ学校の児童であり、学校施設とは事実上不可分なものと考えられる。接道等の制約があると、設置場所などで学校や教育委員会との調整に難航することも多く、要件が緩和されれば施設整備が進めやすくなる効果が期待される。

〇学校内の余裕教室の確保が難しい場合は、学校敷地内に独立施設を設置して、受入児童数の拡大を図っているが、敷地分割及び接道の確保が必要となり、設置場所が制限されてしまっている。運営面において利便性のある場所に設置するための選択肢を増やすためにも要件緩和を求める。

〇本市でも小学校の余裕教室を一時利用という形で放課後児童クラブを運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の煽りを受け、余裕教室減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。今後、学校敷地内に児童クラブの単独施設の整備を視野に入れ検討していく必要がある中、現行法の規定が課題となり施設整備が困難状況となっている。

各府省からの第1次回答

(国交省回答)

学校と学童保育所等が用途上可分か不可分かの判断については、小学校等設置基準に学童保育所等が学校施設として明記されていないことを理由に、必ずしも用途上可分と判断しなければならないものではない。現行制度においても、学童保育所等を学校と用途上不可分とみなすことは、各特定行政庁の判断に基づき可能である。

なお、用途上可分と判断された場合でも、

- ・建築基準法第86条に基づく一団地として、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、当該一団地をこれらの建築物の一の敷地としてみなした場合
- ・建築基準法第43条ただし書の規定に基づき、その敷地の周囲に広い空地を有する等特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合

については、建築基準法第 43 条に規定する接道要件を個々に満たす必要はなく、建築することが可能である。 (文科省回答)

建築基準法において、用途上可分と解釈されるか否かについては、小学校設置基準等における規定の有無と直接的に関係するものではない。

また、小学校設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準を定めるものである。(小学校設置基準法第一条第二項)

ご提案の小学校設置基準法第十条についても、小学校に最低限備えなければならない施設について定める趣旨の規定であり、ご提案のような任意で設置すべき児童厚生施設等について記載することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- ・用途上可分不可分については、学校と保育所が別棟の場合、直接機能上の関連はなく、単に隣にある校庭を供給していることにすぎず、結果として用途上可分とされ、敷地分割されている。児童福祉法39条第2項の学童保育所においても、各特定行政庁で上記と同等に判断していることが一般的である。
- ・法第86条に基づく一団地認定をするためには、様々な要件をクリアすることが必須であり、個々の学校における敷地状況や既存の建物状況などが、総合的設計による一団地認定を前提として計画されていない学校施設に適用することは困難である。
- ・法第43条ただし書きを適用する際には、「広場等広い空地」などを有していることが条件となっている。学校は広い空地(グラウンド)を有しているが、義務教育課程における学校としての目的を果たす上で不可欠な一施設として確保されているものであり、かつ、学校としての建築敷地に設定されていることからも建築基準法第43条ただし書き許可における広い空地とみなすことは馴染まない。

以上のとおり、現行制度上、特定行政庁及び建築主事が判断する上では、全国で統一した運用となるよう本案件に対する運用方針を技術的助言等で明確にする必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

_

各府省からの第2次回答

【文部科学省回答】

文部科学省として回答可能な事項なし。

【厚生労働省回答】

厚生労働省として回答可能な事項なし。

【国土交通省回答】

同一敷地内に二棟以上の建築物がある場合には、敷地の用途を決定する建築物(主要用途建築物)とこれに 関連する建築物(付属建築物)の関係により用途上可分か不可分かの判断を行うこととしている。この関係が内 包関係(付属建築物が主要用途建築物の用途の一部を構成する場合)又は付属関係(主要用と建築物と付属 建築物との間に強い機能上の関連を持っている場合)である際には、用途上不可分として判断する。

学校と学童保育所の関係については、付属関係にあり用途上不可分であると判断される場合と、付属関係に無く用途上可分であると判断される場合がある。本提案に関しても、八王子市の判断により用途上不可分と判断しても差し支えないものと考える。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号 281 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 環境・衛生

提案事項(事項名)

区域外給水の事務手続きの簡素化

提案団体

守谷市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市境における1件の需要者から給水依頼を受けた時、その敷地が給水を受ける側の市町村道に接していない場合、水道法の手続きとして、①水道用水供給事業認可取得と条例制定②水道事業の事業認可変更の届出(拡張)及び事業の休止又は廃止(縮小)の許可及び給水区域変更のための条例改正③給水を受ける事業体が、給水する側の事業体の道路に配水管を埋設して給水をすること等が必要となる。

しかし、市外の1件の給水のために、事業認可の取得や条例改正、配水管整備等を実施することは、水道事業体にとって事務負担や費用負担が大きく、また迅速な水道サービスの提供ができない。

そのため、給水戸数や給水量が現事業認可の水需要予測を超えない場合には、特例措置を設け、迅速な水道サービスの提供と事務簡素化を図れるよう求める。

具体的な支障事例

隣接市から、当市の市道に埋設されている配水管から、隣接市に建築が予定されているアパートへの給水依頼があった。当該アパート敷地は、当市の市道以外に接道がなく、また隣接市の他の土地所有者からは給水管等の埋設同意が得られない状況にある。当該アパート敷地は隣接市の給水区域で、接道している市道は当市の給水区域である。この案件で給水するためには、以下の手続きが必要となり、水道事業体の大きな負担となっている。

- ①給水する側が水道法第26条に基づく水道用水供給事業者の事業認可
- ②給水する側は、水道法第 10 条に基づく給水区域の軽微な変更の届出、給水を受ける側は、水道法第 11 条に基づく給水区域の一部休止又は廃止の許可
- 給水区域の変更による条例改正や事業認可のために時間を要し、アパート建築のスケジュールに間に合わず、 本件の給水を断念した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特例措置を設けることで、水道用水供給事業の認可を取得せずに給水することができるようになり、また配水管整備のための二重投資も避けることができる。これらによって水道利用者が、速やかに水道を利用できる。

根拠法令等

水道法第 26 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

各府省からの第1次回答

- ・水道法第 1 条(目的)においては、「水道は清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」こととされており、また同法第 2 条(責務)では「地方公共団体は、水の適切かつ合理的な使用に努めなければならない」と規定されている。
- ・水道事業者は、法に定められた目的、責務にもとづき、法第 15 条(給水義務)の規定に従い、給水区域内の水需要者に給水を行う義務を有する。
- ・しかしながら、給水区域外への、給水義務を有さない事業者からの給水(区域外給水)については、水道法上の責任の所在が不明確であり受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されないことから、過去より区域外給水の解消に努めてきたところである。
- ・水道法の目的に従い、受水者の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するためには、水道法上の給水義務と責任の所在を明確にすることが必要であることから、区域外給水について、水道用水供給事業の認可を不要とするなどの特例措置を設けることは適切ではない。
- ・なお、給水区域外への給水を行う場合、一般的には「水道事業の事業認可変更の届出(拡張)及び事業の休止又は廃止(縮小)の許可」が必要となるが、事業認可の手続きについては、法第 10 条第1項及び第 2 項において、すでに特例措置として、認可手続きの簡素化を実施しており、提案にある事例については認可の手続きを届出に簡素化できる。
- ・また、従来、給水区域の拡張に係る事業変更を行う際は、原則として水需要予測を行う必要があったが、昨年度の提案を受け、所定の条件を満たす場合に、前回の水需要予測の結果を用いることができるとしており、水需要予測に関する事務手続きの簡素化についても適用することができる。
- ・また、給水区域の重複をさけるため、給水を受け取る側の水道事業者は、水道法第 11 条(事業の休止及び廃止)に基づき、厚生労働大臣の許可を得る必要があるが、事業の廃止に係る事務手続きは、事業の廃止理由を記載した許可申請書の提出で足りるため、著しく事務負担となるものとは考えていない。
- ・加えて、供給規程を条例化する義務を水道法は課していないことから、条例の変更に関して水道法の特例措置をもって簡素化することは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- ・認可手続きや事業の廃止に係る事務手続きの簡素化は図られてはいるものの,本件のような1件の区域外給水を行うための具体的な例示がなく、水道事業等の認可の手引きや第三者委託実施の手引きには、水道法第10条,第11条又は第26条との関連性が明文化されていない。
- ・実際に昨年度、厚生労働省に確認をした際に、本件は水道法第24条の3に基づく第三者委託には該当せず、本市及び隣接市の認可変更や、水道法第26条の認可が必要であるとの見解が出されたところである。
- ・しかしながら、本市と隣接市は同じ水道用水供給事業から受水しているため、隣接市の受水分を一部本市に配水するという協定等の取り決めにより、区域外の需要者に供給する水道水が確保できると考えられる。
- ・また、区域外の需要者への給水は、本来隣接市に送水されるべき水道用水供給分を、隣接市に代わって受水して本市が区域外の需要者に配水するということで、認可手続きが不要となるものと考えられる。
- ・このようなことから、表流水等の水利権が絡まない場合で、かつ同一の水道用水供給事業から受水している事業者間の区域外給水の取り扱いについて、手引き等への明文化をしていただきたい。

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加 | □共同提案団体からの見解 |
|--------------------|--------------|
|--------------------|--------------|

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

各府省からの第2次回答

・区域外給水の簡素化に関する基本的な考え方は第 1 次回答に示すとおりであり、1 件とはいえ、区域外給水

が実施されれば、給水区域が実際に給水している範囲とずれることは明白で、責任の所在の不明確化につながる。

・なお、個別事例では、今回の見解で示されるような給水側と被給水側事業体間の契約行為等により水道法の範囲内で対応できる場合はありうることから、対応事例の 1 つとして水道事業者が集う会議等の場を活用して情報提供して参りたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(11)水道法(昭 32 法 177)

区域外給水の事務手続の簡素化については、水道事業者を対象とする会議等を活用し、水道事業の認可等の手続の考え方について引き続き、地方公共団体への情報提供を行うとともに、平成 28 年度からは、参考事例についても情報提供を行う。

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

282

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し

提案団体

和歌山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省令において規定されている保育所の人員配置基準を、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見 直す

具体的な支障事例

現行では、保育所における保育士の配置基準については、厚生労働省令を「従うべき基準」とすることが児童福祉法第45条で規定されているが、地方分権改革推進委員会第3次勧告では、同基準は廃止又は「標準」もしくは「参酌基準」とすべきとされているところ。

昨今、保育所・待機児童問題が社会問題として大きく取り上げられ、また、本年3月の参議院予算委員会でも、 保育人材確保策など、待機児童解消に向けた取り組みについて取り上げられたところ。

待機児童数の規模は東京などの大都市ほどではないが、和歌山県においても、近年、和歌山市や岩出市といった都市部において、特に3歳児未満の待機児童が急増しており(H25:64 人→H27:215 人)、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「従うべき基準」が「参酌すべき基準」に改められれば、待機児童急増の現状及び今後の人口増減の推移等も含めた本県の実情に応じた基準を設定することで、待機児童解消に向けた取り組みの一助となる。

なお、本県では現在、保育士確保のための、潜在保育士の就職支援や保育士の資質向上のための研修実施などの独自の取り組みを、待機児童解消に向け、本提案と並行して、積極的に進めているところ。

仮に現行の基準を変更することが直近の課題解決に直結するものでないとしても、地方分権改革の趣旨も踏まえ、国が「ナショナルミニマム」を「参酌基準」として示した上で、各自治体(都道府県)がそれぞれの地域の実情に応じた基準を設定できるよう国と地方の役割分担を見直すべき。

根拠法令等

児童福祉法第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

東京都、長野県、宇和島市

〇都内の就学前児童人口は、他県からの転入増等により、区部を中心に依然として増加している。潜在需要も 含めた保育ニーズに的確に対応し、子ども・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方の裁量を拡大す ることが必要である。待機児童解消に向け、保育所の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。 (参考)東京都における待機児童数 H27.4 現在 7,814 人

各府省からの第1次回答

保育の質に深刻な悪影響が生じかねない「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」のみを「従うべき基準」としており、保育所における保育士の配置基準はその1つである。よって、当該基準を「従うべき基準」から引き下げることは、保育施設としての質の確保を担保出来なくなることを意味することから、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「保育の質の確保」に関する議論は当然あろうかと思うが、一方で、保育士不足問題を含む「待機児童の解消」という早期解決が求められている課題がある。国の待機児童解消の取り組みの中では、時限的に定員超過入所を柔軟に実施するなど、緊急避難的な措置が設けられているところである。これと同様に、一時的な避難措置も含め、地方自治体もそれぞれの地域の実情に応じて判断し、保育士確保策等の関連施策と併せて、弾力的に基準を定められる仕組みとするよう、再検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

| -

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

【全国市長会】

保育の質の確保に支障が生じないよう、留意が必要。

各府省からの第2次回答

保育の質に深刻な悪影響が生じかねない「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」のみを「従うべき基準」としており、保育所における保育士の配置基準はその1つである。よって、当該基準を「従うべき基準」から引き下げることは、保育施設としての質の確保を担保出来なくなることを意味することから、対応は困難。

| 亚成 28 | 年の地方から | の提案等に関す | よる対応方針(平成 | ポ 20 午 12 日 | 20 日閉議決定 |) 記載 内突 |
|-------|--------|---------|-----------|-------------|----------|---------|
| | | | | | | |

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

286

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育士登録の取り消しに係る国関係機関からの円滑な情報提供

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉法第 18 条の 19 等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。

しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取り消し等の事務ができない。 このため、国の関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

平成 28 年1月に,本県の保育士登録者が逮捕される事案が発生した。今後,起訴され,裁判により刑が確定すれば,保育士登録を取り消す必要があるため,逮捕後の進捗状況について情報収集を行ったが,個人情報保護を理由に情報を入手できない状況が続いている。

本県においては、起訴前であるため、現在は県警に情報提供を求めている段階であるが、過去に同様の案件が発生した他県においては、裁判所からの情報提供も受けれらなかった事例があると聞いている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の必要性】

刑の確定情報が速やかに得られなければ、保育士登録の取り消し等を適切に実施できないため、各都道府県の保育士登録情報を国の関係機関と共有し、児童福祉法第 18 条の5第2号及び第3号に規定する刑が確定した場合に速やかに該当都道府県に情報提供するなど、国の関係機関からの円滑な情報提供が可能となる仕組みを構築することを求める。

根拠法令等

児童福祉法第 18 条の5及び 19

児童福祉法施行令第19条

児童福祉法施行規則第6条の35

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、鳥取県、徳島県

〇同様の事例があったが、裁判所や検察庁からは刑に関する情報や書類がもらえず、取消し対象者から直接、

刑が分かる書類をもらったことがあり、保育士資格の取消し事務に支障を生じたことがある。

〇保育士登録にあたっては、指定保育士養成施設を卒業した場合には申請時点の住所地の都道府県、保育士試験に合格した場合には合格通知書を交付した都道府県が登録申請先の都道府県と定められている。一方、登録後の保育士は全国で保育に携わることができることから、資格取得後の居住地等は、必ずしも保育士登録を行った都道府県とは限らず、他府県において欠格事由に該当することとなった保育士の情報の把握は困難な一面もある。

〇本県でも、登録を取消さなければならない者について、関係機関から情報が得られていれば速やかに登録を 取消すことができていた事例があった。関係機関との情報共有の仕組みを作ることは大変有意義であると考え る。

各府省からの第1次回答

(法務省主作成)

〇個人の刑の確定情報の提供可否については、法務省に判断権限があり、当省としては、法務省の判断に従 う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育士登録の取消しは、児童福祉法に基づき行わなければならないものであり、この取消しのためには前科等 の情報を提供することは、みだりに他の目的のために使用するものとは言えない。

また、前科等の情報を公開するわけではないのため、法律上の保護に値する利益を侵害するものでもなければ、人権上の問題を惹起することにもならないと考える。

よって、提案に応じることは可能と考える。

また、仮に法務省からの情報提供が困難な場合においても、児童福祉法を所管する厚生労働省において前科等を把握し、全ての都道府県において速やかに保育士登録の取消しが可能となるような仕組みを構築すべきと考える。

なお、市区町村から情報を得ることとした場合、各都道府県は、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対し、該当の保育士が犯罪人名簿に記載された場合に情報提供してもらうよう、依頼・調整しなければならない。これを全ての都道府県が個別に行うのは、あまりにも非効率的であるため、現実的ではないと考える。

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体から | っの | 見解 | : |
|----------------------------|----|----|---|
|----------------------------|----|----|---|

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

各府省からの第2次回答

(法務省主作成)

〇個人の刑の確定情報の提供可否については、法務省に判断権限があり、当省としては、法務省の判断に従 う。

〇前回回答のとおり、個人の刑の確定情報の提供可否については、法務省に判断権限があり、また、法務省の一次回答の通り、前科及び犯罪経歴は、人の名誉,信用に直接関わる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有することから、厚生労働省としても、法務省の判断と同じく、本提案に対し応じることはできない。市区町村が作成する犯罪人名簿を利用した身分証明事務は、地方自治法により市区町村の事務とされているのであるから、法令上の欠格事由の調査のための照会等は市区町村に対して行われるべきである。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医療機能の分化・連携を促進し、地域において質の高く効率的な医療提供体制を確保するため、施設単位の基準である地域がん診療連携拠点病院の指定要件を、連携する病院群等の単位で基準を満たした場合でも認められるよう、要件の弾力化を求める。

また、病院群として地域がん診療連携拠点病院の指定を受けた場合も、他院入院患者の外来放射線治療加算が認められるよう求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

本県では、地域完結型医療の実現を目指して、高度な医療資源が集中する基幹病院を中心に、医療機能の分化・連携を進めており、特に放射線治療については、平成27年度に「広島がん高精度放射線治療センター」を開設するなど、地域において質の高く効率的な医療提供体制を構築する取組を推進している。

地域がん診療連携拠点病院の指定には、下記①または②を、施設単位で概ね満たすことが指定要件となっているため、各病院の診療内容等が競合・分立し、重点化が進まず、病院間連携(協調関係)による診療内容の集約化が図られないなど、患者がより高度な医療を受ける機会を逸するなどの問題が発生する原因となっている。

また、「外来放射線治療加算」は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している病院が外来患者に対して放射線治療を実施した場合に診療報酬上の加算が認められるものであるが、放射線治療科を有しない医療機関の入院患者が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している病院で放射線治療を実施した場合はこの加算が認められておらず、放射線治療科を有する病院への患者の集中等により病院間の機能分化や連携強化を実現するための支障につながる。

〔地域がん診療連携拠点病院の指定要件〕

- ① 診療実績(院内がん登録数(年間)500 件以上,悪性腫瘍の手術件数(年間)400 件以上,放射線治療のべ患者数(年間)200 人以上,がんに係る化学療法のべ患者数(年間)1,000 人以上)
- ② 2次医療圏に居住するがん患者のうち、各施設が占める診療実績の割合:2割程度以上
- ※がん診療連携拠点病院に対しては、診療報酬上、「がん診療連携拠点病院加算」(入院初日 500 点)が算定される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

拠点病院の指定要件が施設単位(病院完結型)であるため,病院間の機能分化や連携によって治療件数等の変動があった場合,拠点病院の指定から外れ,診療報酬の加算等が維持できなくなるなど,病院間の機能分化や連携強化を阻害する要因となっている。拠点病院の指定要件見直しにより,地域完結型医療を推進すること

が可能となる。

また,放射線治療科のない医療機関の入院患者が,病院群として地域がん診療連携拠点病院として指定を受けた医療機関で外来の放射線治療を受診した場合にも,「外来放射線治療加算」(1日1回100点)が認められることにより,拠点病院の安定的経営を確保しながら,病院間の機能分化や連携強化を推進することが可能となる。

根拠法令等

「がん診療連携拠点病院の整備について」(厚生労働省健康局長通知)(平成 26 年1月 10 日) 「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

広島市

〇本市では、基幹病院等、医師会、県と連携して広島都市圏における、より質の高い効果的・効率的な医療提供体制の構築を進めており、平成 27 年度に基幹病院等と県との共同事業として「広島がん高精度放射線治療センター」を開設、運営している。

こうした中、地域がん診療連携拠点病院の指定要件を病院群とすることで、病院間の機能分化・連携による効率化をより進めることができると考える。

また、放射線治療科を有しない医療機関の入院患者が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している病院で放射線治療を実施した場合にも「外来放射線治療加算」が認められれば、放射線治療科を有する病院への患者の集中等により病院間の機能分化や連携強化を実現することができる。

各府省からの第1次回答

〇がん診療連携拠点病院の指定については、「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、 各医療機関の指定要件の充足度を個別具体的に検討しており、がん診療連携拠点病院に指定されている医療 機関の医療提供体制が変わり、当該医療機関のみでは指定要件を充足できなくなる場合についても、当該検討 会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断することとしたい。

〇「外来放射線治療加算」は、在宅医療等を促進する観点から、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍の入院中以外の患者に対して放射線 照射を行った際に、放射線治療管理料に加算されることとしているものである。

〇ご要望に関しては、関係者のご意見もうかがいつつ、見直しの必要性も含め、次期改定に向け検討し、中医協において議論して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答では、指定要件を充足できなくなる場合に個別に判断をするとのことであるが、これでは、判断の内容によっては指定が継続できない可能性もある。病院機能の分化・連携を進めていく場合、治療件数の変動は必ず起こりうるものであることから、個別の判断ではなく、指定要件の弾力化について、検討を進めていただきたい。「外来放射線治療加算」については、確実に反映されるよう、次期改定(H30)に向けて検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

- ○がん診療連携拠点病院の指定については、「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、 各医療機関の指定要件の充足度を個別具体的に検討している。
- 〇平成 28 年 8 月 29 日付けで、各都道府県に対し、がん診療連携拠点病院の現況報告書を 10 月末までに提出するよう依頼したところであり、ご提案のような事案については、現況報告書の内容を確認し、医療圏の状況等を踏まえ、「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、指定要件の充足度を個別具体的に判断することになる。
- 〇現況報告書の提出があれば、当該検討会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断することとしたい。 〇「外来放射線治療加算」は、在宅医療等を促進する観点から、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍の入院中以外の患者に対して放射線 照射を行った際に、放射線治療管理料に加算されることとしているものである。
- 〇ご要望に関しては、関係者のご意見もうかがいつつ、見直しの必要性も含め、医療機能の分化、連携の観点から平成30年度診療報酬改定に向け、平成28年秋以降検討し、中医協において議論して参りたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

- (1)健康保険法(大 11 法 70)
- (iii)がん診療に係る外来放射線治療加算については、在宅医療等を促進する観点から診療報酬上評価しているものであるが、医療機能の分化・連携の観点から、保険医療機関の入院患者が他の保険医療機関を受診して放射線治療を実施した場合の取扱い等、当該加算について、見直しの必要性も含め、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (31)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

がん診療連携拠点病院の指定については、指定されている医療機関のがん診療提供体制が変更され、当該 医療機関のみでは指定要件を充足できなくなる場合についても、「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検 討会」において、現況報告書の内容を確認し、医療圏の状況等を踏まえ、指定要件の充足度に関する個別具体 的な判断を行った上で、当該検討会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断することについて、地方公 共団体に平成 29 年度の現況報告書の提出を求める際に通知する。

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

296

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。 独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。

そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。

番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。

しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。

マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条 第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成 27 年特定個人情報保護委員会規 則第 3 号)第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城町、京都府、生駒市

- ○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。
- 〇当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。

各府省からの第1次回答

不妊治療費用の補助に関する事務について、個人情報保護委員会は既に、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに準ずる独自利用事務の事例としてお示ししているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

_

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容